

イ ン ド
工 業 団 地 建 設 計 画
事 前 調 査 報 告 書

1992年8月

国 際 協 力 事 業 団

鉦 調 工

J R

92-192

ARY

インド
工業団地建設計画
事前調査報告書

JICA LIBRARY



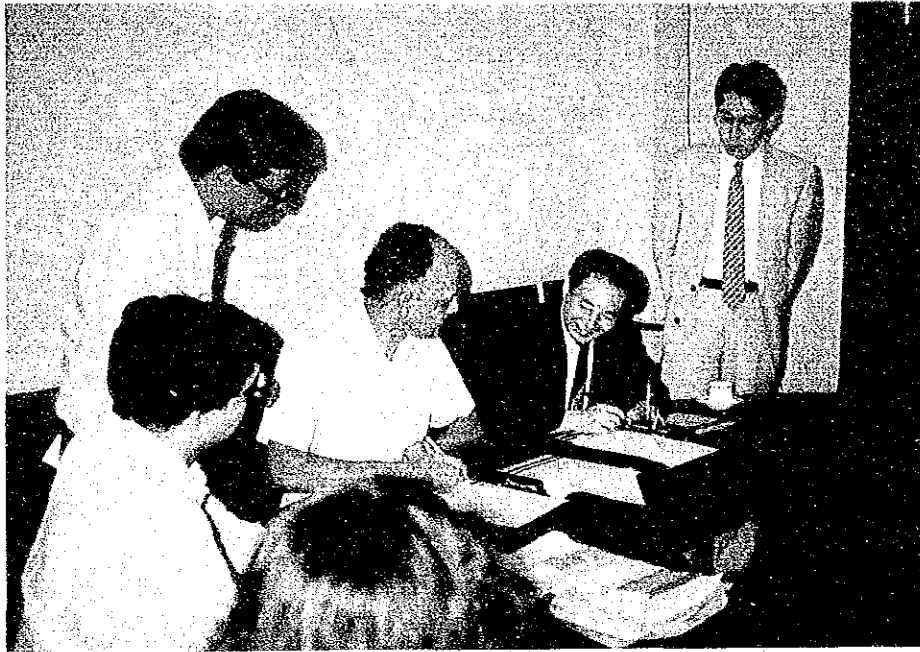
1102146[6]

24538

1992年8月

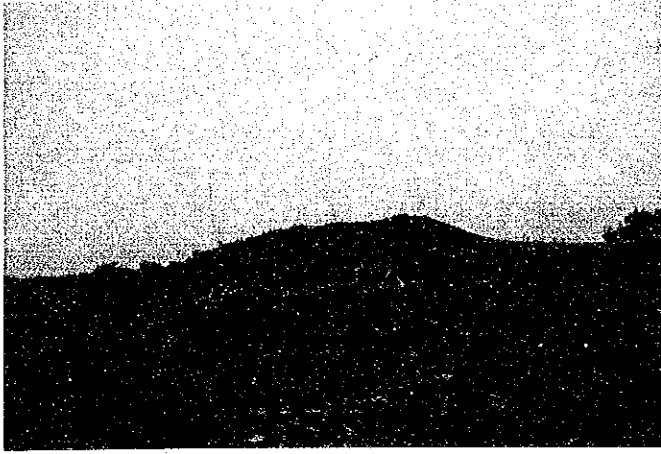
国際協力事業団





S/W署名（中井団長と Behura 工業開発局長）

I M T 候 補 地



ビタディ (カルナタカ州)

サトヌール (カルナタカ州)



ノイダ (UP州)

グルガオン (ハリヤナ州)

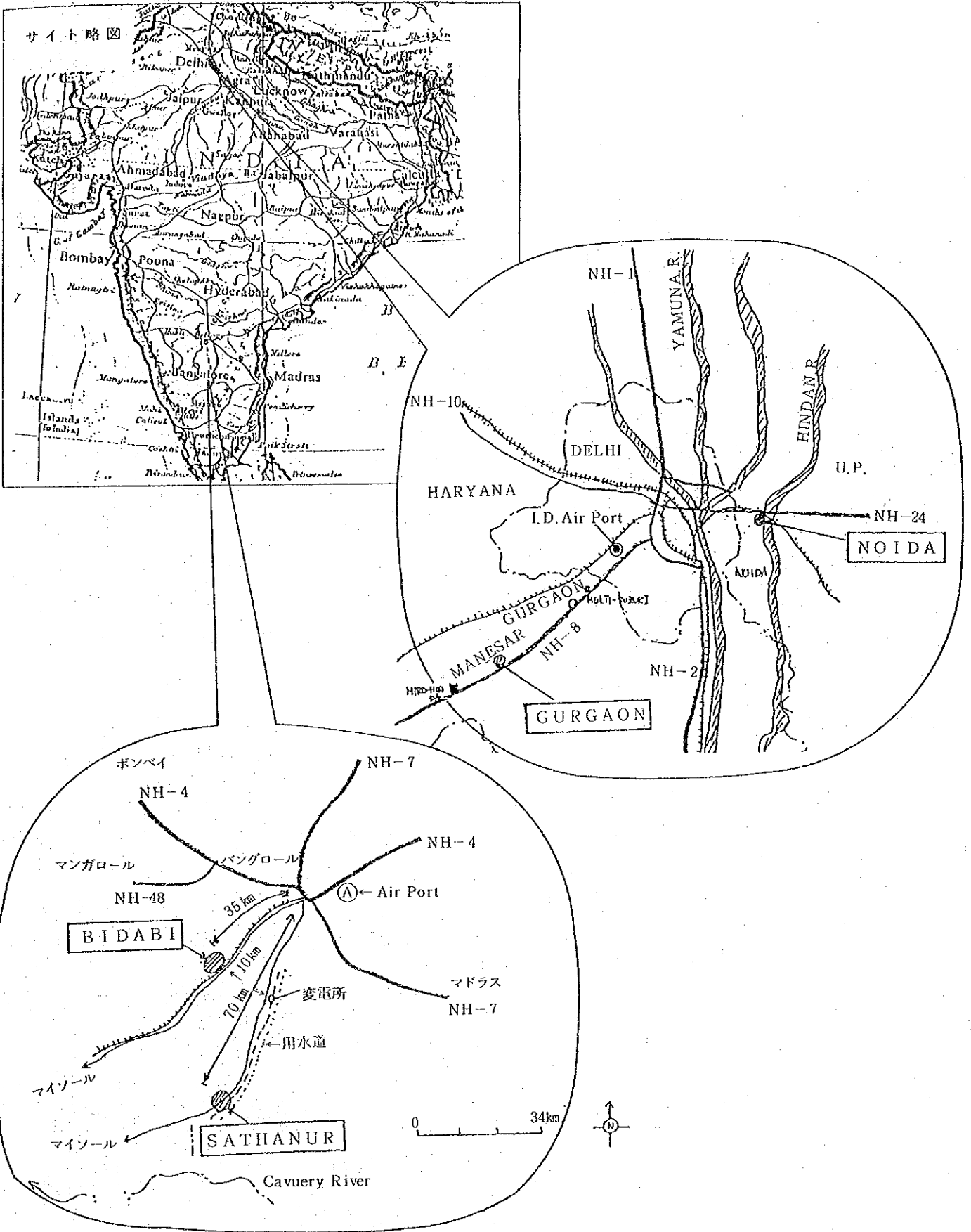


目 次

I. 事前調査の概要（村岡）	1
1. 要請の背景と経緯	1
2. 本格調査の目的・内容	1
3. 団員構成・担当業務	2
4. 調査日程	3
5. 主要面談者	5
6. 対処方針	7
II. 協議の内容と結果（村岡）	9
1. S/W協議及び署名	9
2. S/W原案の変更点	9
3. プレス対策	10
4. 個別協議の概要	11
5. 団長所感	13
III. サイト視察の概要（藤野）	14
1. バンガロール市近郊	14
2. デリー市近郊	15
IV. インドの政治経済動向日本の援助の現状（佐藤）	17
1. 内 政	17
2. 外 交	17
3. 経済全般	19
4. ラオ政権の経済政策	20
5. 92-93年度予算案	20
6. 日本の援助の現状	21
V. インドへの外国投資動向（小日向）	23
1. 外国投資動向	23
2. 日本からの投資状況	23
3. 民間経済協力団体の動向	24

VI. インドの新産業・投資促進策（中村）	25
1. 経済改革計画の概要	25
2. 連邦政府	29
3. 州政府	31
VII. インドの産業立地政策（藤野）	38
VIII. インドの環境政策（岡安）	43
1. 連邦政府	43
2. 州政府	46
3. 環境関連事項	48
IX. モデル工業団地候補地の概要（岡安）	50
X. 本格調査を進める上での留意点（各員）	53
1. 調査全般に係る留意点（中井）	53
2. 政策的観点からの留意点（藤野）	54
3. 工業振興・環境の観点からの留意点（中村・岡安）	56
XI. 参考資料	59
1. 要請書	61
2. S/W (Scope of Work)	69
3. ステアリング・コミッティー	79
4. 収集資料リスト	85

調査対象地域概念図



I. 事前調査の概要

1. 要請の背景と経緯

- (1) インドでは91年に発表された新経済政策に伴い経済自由化の促進が決定し、今までの保護主義的な産業体質から国際競争力を持った産業体制への移行が緊急の課題となっている。

この目的を達成するためには、従来不備であった近代的産業向けインフラストラクチャーの整備、産業技術水準の回復・向上、旧式で生産効率の悪い設備の更新・改善等が必要であり、それと同時に外国からの技術や資金導入のため、ソフト面での投資環境の改善が必要となっている。

- (2) 89年3月、インドで開催された第18回日印調査委員会合同会議では、わが方委員から外国投資を誘致するためのインフラを整備した国際水準を有する工業団地の建設が提案され、これを受け91年8月、インド政府はわが国に工業団地建設計画にかかる開発調査の実施を要請越した。

- (3) 右要請に基づき当事業団は91年10月にプロジェクト選定確認調査を、また92年3月にプロジェクト形成基礎調査を実施した。

当事業団はこれらの結果を受け、92年7月28日から8月17日までインドに事前調査団を派遣したところ、ほぼ原案通りの内容にてS/Wの内容につきインド側と合意し、8月7日に中井調査団長とBehura工業省工業開発庁局長との間でS/Wの署名交換を行った。(X. 参考資料2. S/W参照)

2. 本格調査の目的・内容

- (1) 本件調査の目的は、上記経緯を踏まえて、インドが目指す外資導入を通じた産業振興に資するべく、モデル工業団地(IMT)建設計画のマスタープランの策定を行うものである。
- (2) 具体的には、わが方企業を初めとする外国資本を導入し、雇用機会の創出、技術・経営手法の移転を通じたインド産業界全体のレベルアップ等を図るべく、外国企業を誘致できるような国際水準のインフラを整備したモデル工業団地の建設にかかる計画を策定し、また併せてソフト面からの投資環境の改善提案を行うことを目的としている。
- (3) このため本格調査では、工業団地建設候補地としてインド側から要請されたデリー近郊(ノイダ、グルガオン)及びバンガロール近郊(ビダディ、サトヌール)の4ヶ所の概況調査を行った後、適切なサイトを選定してモデル工業団地の概念設計を行い、併せて新産業政策等一連の経済自由化措置を踏まえたソフト面からの一層の投資環境の改善提案を行

うものとする。

なお、今回調査で、工業団地候補地が技術的、経済的観点から、また投資環境面から有望であると判断された場合には、本調査に引き続き工業団地のF/Sを実施する予定である。

3. 団員構成・担当業務

団長	中井 信也	総 括	J I C A 欽工業計画調査部工業調査課長
団員	佐藤 秀雄	技術協力政策	外務省開発協力課課長補佐
団員	小日向智美	技術協力計画	通産省通政局北西アジア課
団員	藤野 真司	産業立地	通産省立地公害局立地指導課課長補佐
団員	村岡 敬一	調査企画	J I C A 工業調査課職員
団員	中村 康	工業振興	(株)CRC (コンサルタント)
団員	岡安 邦男	環 境	(株)CRC (コンサルタント)

4. 調査日程

(1) 官ベース

月日(曜日)	調査行程	調査項目
7/28(火)① 29(水)②	成田→デリー	JICA訪問打ち合わせ 小林大使表敬 日印調査委員会幹事企業3社との昼食会 大蔵省経済局N.Kumar 部長表敬 計画委員会N.Mohanty 顧問表敬 JICA樋田所長主催夕食会
30(木)③		工業省工業開発庁N.R.Krishnan 次官補表敬 JETRO白浜所長訪問 外務省アジア局Ms.N.Rao 局長表敬 商業省Dr.G.Sundaram 次官補表敬
31(金)④		計画委員会にて実施細則協議 森林環境省訪問
8/1(土)⑤ 2(日)⑥ 3(月)⑦	デリー→バンガロール	移動 インド工業連盟との懇談会 カルナタカ州政府関係者との協議 サイト候補地(ビダディ及びサトヌール)及び水源視察 工業大臣Ms.Madhaaraj 表敬 カルナタカ州政府関係者との夕食会
4(火)⑧ 5(水)⑨	バンガロール→デリー	BPL Sanyo 及び日清製粉視察/午後移動 サイト候補地視察(グルガオン) Sona Engg. (スズキマルチ向けステアリング供給)視察 ハリヤナ州政府関係者との協議 工業省にて実施細則協議 日印調査委員会幹事企業との夕食会
6(木)⑩ 7(金)⑪		サイト候補地視察(ノイダ) DCMトヨタ視察 UP州政府関係者との協議 ハリヤナ州主席大臣主催夕食会 工業省にて実施細則署名 JICA事務所、大使館報告 中井団長主催昼食会 小林大使主催夕食会
8(土)⑫ 9(日)⑬	デリー発 Z 成田着	

コンサルタント補足調査日程

日付	調査行程	訪問先
8 / 4 (火)	バンガロール	<ul style="list-style-type: none"> ・ケオニックス・エレクトロニクスシティ視察 - SOFTWARE TECHNOLOGY PARK/MOOG INDIA 訪問 ・ボマサンドラ工業団地視察 - KARNATAKA JEWELS LTD 訪問 ・カルナタカ州公害規制委員会訪問 ・カルナタカ州工業開発局訪問
5 (水)		<ul style="list-style-type: none"> ・YUKBN INDIA LTD. 訪問 ・HINDUSTAN MACHINE TOOLS LTD 訪問 ・公害規制委員会 ADVISORY COMMITTEE 訪問 ・カルナタカ州技術コンサルタント公社訪問
6 (木)		<ul style="list-style-type: none"> ・ニューデリーへ移動(中村) ・インド日清、松浦ノ笹原氏面談 ・州商工省訪問
7 (金)		<ul style="list-style-type: none"> ・YUKEN, 弓削氏面談
8 (土)		<ul style="list-style-type: none"> ・ニューデリーへ移動(岡安) ・資料整理
9 (日)	ニューデリー	<ul style="list-style-type: none"> 資料整理
10 (月)		<ul style="list-style-type: none"> ・ハリヤナ州グルガオンサイト視察 ・ハリヤナ州デリー事務所訪問
11 (火)		<ul style="list-style-type: none"> ・UP州ノイダサイト視察 - NOIDA 事務所訪問 (UP州環境局・州法務担当者と面談) - MOTHERSON SUMI SYSTEMS (住友電装との合弁) 訪問 - SUBROS LTD (日本電装との合弁) 訪問
12 (水)		<ul style="list-style-type: none"> ・工業省訪問、国家情報センター訪問 ・環境省訪問及び環境省公害局訪問
13 (木)		<ul style="list-style-type: none"> ・JETRO 訪問
14 (金)		<ul style="list-style-type: none"> ・インド投資センター訪問 ・工業省投資促進モニター室訪問 ・JICA インド事務所報告
15 (土)		<ul style="list-style-type: none"> 資料整理
16 (日)		<ul style="list-style-type: none"> 移動
17 (月)		<ul style="list-style-type: none"> 帰国

5. 主要面談者

- (1) 大蔵省経済局 (DEA)
 部長 (Director) Mr. Navin Kumar
- (2) 計画委員会
 顧問 (Advisor) Mr. N. Mohanty ☆ IMT 建設小委員会委員
 副顧問 (Dy. Advisor) Mr. Sushil Kumar ☆
- (3) 外務省
 局長 (Joint Secretary) Ms. Nirupama Rao
 部長 (Director) Mrs. Sujata Singh ☆
- (4) 工業省工業開発庁
 次官補 (Additional Secretary) Mr. N. R. Krishnan
 局長 (Joint Secretary) Mr. S. Bebura ☆
 局長 (Joint Secretary) Mr. A. P. Singh
 部長 (Director) Mr. S. K. Srivastava
 課長 (Under Secretary) Mr. G. P. Mathur
- (5) 商業省
 次官補 (Additional Secretary) Dr. G. Sundaram
- (6) 都市開発省
 主任企画官 (Chief Planner) Mr. D. S. Meshram ☆
- (7) 森林環境省
 Dy Secretary Mr. Keshav Desiraju
- (8) インド輸出入銀行
 Dy General Manager Mr. R. M. V. Raman ☆
- (9) 日印調査委員会幹事企業
 三菱商事ニューデリー事務所長 小川 氏 ☆
 三井物産ニューデリー事務所長 舟木 涉二郎 ☆
 三井物産ニューデリー事務所所長代理 野田 清次
 東京銀行ニューデリー支店長 宇田川 裕一郎 ☆
- (10) JETROニューデリー事務所長 白濱 秀一
- (11) カルナタカ州政府関係
 工業大臣 Ms. Madhaaraj
 治安担当大臣 Mr. D. K. Shivakumar
 商工省次官 (Commissioner & Secretary) Mr. B. S. Patil

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 商工省部長 (Joint Director) | Mr. Sriraman |
| 工業地域開発公社理事 (Executive Member) | Mr. V. Ramanath |
| 主任開発官 (Cheif Dev. Officer) | Mr. D. C. Thammanna |
| 公害防止委員会委員長 (Chairman) | Mr. M. J. Surendra Kumar |
| 工業投資開発公社理事 (Executive Director) | Mr. M. R. Rao |
- (12) ハリヤナ州政府関係者
- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 主席大臣 (Cheif Minister) | Mr. Bhajan Lal |
| 主席次官 (Cheif Secretary) | Mr. B. S. Ojaha |
| 主席大臣主席秘書官 (Principal Secretary) | Mr. Dhanendra Kumar |
| 工業省次官 (Secretary Industries) | Mr. R. K. Malik |
| 工業省部長 (Director Industries) | Mr. V. S. Chaudhri |
| 工業開発公社理事 (Managing Diector) | Mr. P. K. Chaudhri |
| グルガオン地区副コミッショナー | Mr. P. K. Mahapatra |
| ハリヤナ州都市開発公社 Administrator | Mr. K. K. Khandelwal |
| ハリヤナ州電力公社 | Mr. L. R. Rajpal |
- (13) UP 州政府関係者
- | | |
|---|--------------------|
| ノイダ総裁 (Chairman & Chief Exective Officer) | Mr. Hemendra Kumar |
| グレーターノイダ総裁 (Chairman) | Mr. Yogendra Narin |
| Addl. Chief Executive | Ms. Loreta M. Vas |
- (14) 在インド日本大使館
- | | |
|--------|---------|
| 特命全権大使 | 小林 俊 二 |
| 公 使 | 神 長 善 次 |
| 一等書記官 | 桜 井 孝 |
| 一等書記官 | 松 尾 元 |
- (15) J I C A インド事務所
- | | |
|-----|---------|
| 所 長 | 樋 田 俊 雄 |
| 所 員 | 酒 井 利 文 |

6. 対処方針

(1) 本件工業団地建設計画の作成にあたっては、インド側の意見を十分に反映し我が方の協力可能な範囲内で実行可能性の高い現実的な計画を作成する。

(2) 調査項目・内容

原則的には、わが方案により説明するが、現地での調査・協議の結果、妥当と思われる場合は、一般の開発調査の範囲を著しく逸脱しない限り調査団の判断にゆだねるものとする。

(ア) 調査対象地区

① プロ形調査の結果、候補地としてグルガオン（ハリヤナ州）、ノイダ（UP州）、ビダディ及びサトヌール（カルナタカ州）の4地点の絞り込みが行われた。このうちカルナタカ州の2候補地について、プロ形調査団は同州との協議の席上、州都バンガロールからのアクセスの容易さからビダディを押し付けたものの、州政府側は水源へのアクセスの観点からサトヌールを第一候補地としたため合意に至らなかった。

② その後の工業省との協議では調査期間が短縮されるのであれば、カルナタカ州から1候補地を落とし、3地点を対象とした調査でも構わない旨の発言があり、結局ミックス上には4地点を調査する意義は認められるところ詳細は本事前調査にて協議する旨記載した経緯がある。

③ しかしながら現時点ではカルナタカ州の2候補地を絞り込むだけの十分な検討材料はなく、また両候補地を調査対象としてもマスタープランレベルでは調査期間にもそれほど影響しないと考えられるところ、本格調査では4地点を対象に調査を行い、当該地域の開発ポテンシャルを明らかにした上で、適当地点（複数あり得べし）に対するモデル工業団地の概念設計を行う事とする。

(イ) インド側の取るべき措置

① 我方案により説明する。

② ステアリング・コミッティーの位置付け

ステアリング・コミッティーは我が方調査団に対応する機関として工業省のチェアマンの下に組織することを提案することとし、我が方民間企業も所属する日印調査委員会とは区別する（因にインド委員会は計画委員会の下部機関となっているため、実質的には調査委員会の下に組織されているIMT準備委員会のメンバー機関がステアリング・コミッティーに参画する事も想定されるが、この場合も日本側幹事企業は除くものとする）。

なお、印側判断によらざるを得ない場合は、この結果を排除しない。

(ウ) 調査期間

原則的には、我方案（概ね14ヶ月）により説明するが、変更について強い要望があれば、調査団の判断に委ねるものとする。

(エ) 実施細則の署名者

日本側：調査団団長 中井信也

インド側：工業省次官 Siddhartha BEHURA（予定）

(オ) C/P研修員

本件調査に関連して、先方より研修員受入れ等の要請があった場合は、聞き置くに留め、更に強い要請があった場合はMinutes of Meetingにその旨記載する事とする。

（本年度保留枠1名あるも、研修事業部との調整の要あり。）

(3) F/Sの検討

(ア) F/Sの実施については、本件マスタープランの結果を踏まえ検討し、調査の意義が確認された場合は新たなS/Wの締結の上、調査を実施する事で印側と合意している。なおその際はももとの印側要請がF/Sを含んでいる事から新規要請書の取り付けは行わない事とする。

(イ) また印側はF/Sの終了を急いでいるところ、本件マスタープランの進捗次第ではドラフト説明時に新規S/Wの署名を行い、引き続きF/S調査に着手する事を検討する。更に予算ポジションを勘案の上、F/S調査においては、複数地点を調査対象とし得るものとする。

(4) 国内協力体制の確立

本件については日印調査委員会による案件形成の経緯（印側IMT準備委員会に幹事企業として本邦企業が参画）及び民間の積極的な協力の意図表明があるところ（日印経済委員会インド投資問題ワーキンググループ）、我が方としても団地建設後の企業誘致が案件の成否の鍵となることに鑑み、本格調査に際しては日印調査委員会及び日印経済委員会とは十分な協力態勢を保つ事としたい。このため本事前調査に当たっても必要に応じ現地で日印調査委員会日本側幹事企業への説明を行う事とする。

II. 協議の内容と結果

1. S/W協議及び署名

- (1) 7日午前、印工業省において、我が方中井団長、先方BEHURA工業開発局長との間で、本件S/Wの署名を了した(XI. 参考資料2. S/W参照)。
- (2) S/W協議については、工業省を中心として本件関係機関に対し、我が方より我が方考え方を十分に説明したこともあって、マイナーな主として修辭上の変更を除き我が方当初案通りの文言で合意に達することができた。

なお、本件協議の中で、先方より再三にわたり調査期間(14ヶ月)の短縮方要請があったが、我が方としては既に相当程度短縮していることから、これ以上の短縮は困難である旨述べ、最終的には先方はこれを了承した。

また、本件調査は、かなり大がかりであり、かつ、十分な印側実施体制が不可欠であるとの観点から、我が方としては印側に工業次官を中心とし、関係各省庁・機関を含むステアリング・コミッティーを設置することを提案したところ、先方はその重要性について十分理解を示し、右を設けることに合意した。

2. S/W原案の変更点

第2項 調査の目的

The objective of the Study are 1) to present appropriate recommendations for further promotion of foreign investment including technology transfer and 2) ~

単純な資本参加のみならず、技術移転の観点からの投資促進をも考慮すべきであるとしてアンダーライン部分を挿入。

第3項 調査の範囲

1. Review of the back ground of the Study

旧 1-1 Macro-economic situations and trends

旧 1-2 National development plan and industrialization programmes

新 "1-1 Trend in Indian economy" に修正。

1-1と1-2を1つにまとめ、要請書の表現を生かした。以下番号を繰上げ。

2. 旧 "Clarification of policy environment"

新 "Present policy environment"

"Clarification"は否定的な語感であるとして中立的表現に修正。

4. Investment Demand Survey

4-3 Comparison with the investment environment in neighboring countries
highlighting the specific advantage of India.

特にインドの比較優位に焦点を当てた比較検討をしてもらいたいとしてアンダーライン部分を追加。

5. Field study on the present condition in and around the candidate sites,
namely Bangalore (Bidadi and Sathnur), Noida and Gurgaon.

関係機関との協議の結果、調査対象地域が特定されたためアンダーライン部分を追加。

第6項 インド側の取るべき措置

5. 旧「DID shall organize the Steering Committee (hereinafter referred as "the Committee") for the purpose of smooth and effective implementation of the Study.

The Committee shall consist of members of the following authorities and its secretariat shall be set up within DID.

The chairman shall be the Secretary of DID.」に替え

5. 新「DID shall constitute a Steering Committee (hereinafter referred as "the Committee") under the chairmanship of the Secretary of DID for the purpose of smooth and effective implementation of the Study.

The Committee will review the progress of work on preparation of the Master Plan from time in coordination with JICA.」

アンダーライン部分の修正を図りステアリング・コミッティーの具体的機能と、開催方法を明示。更に、州政府との関係を整理すべく次の一文を追加した。

新「The representatives of the concerned state governments will be invited to the meeting as and when necessary.」

なお、ステアリング・コミッティーの構成委員の決定には政府部内の手続き（各省合議を経て官報に掲載）に約2週間を要する由のところ、機関名については本S/Wには記載せず、具体的委員名を工業省より書簡にて取りつけることで合意した。（Ⅺ. 参考資料3. 参照）

3. プレス対策

- (1) 先般、タイムズ・オブ・インド紙等に掲載された誤解に満ちた記事については、今後とも本格調査が進むにつれ、同種の記事が掲載されてくることが予想されることもあり、我が方より工業省をはじめ計画委、大蔵省、外務省等関係機関に対し、本件調査の意義・趣旨につきかなり突っ込んだ説明を行うとともに、プレス対策については、基本的に印側

の問題であり善処方を要請したところ、先方はこれを十分に理解し今回のS/W署名を機にプレス・リリースを發出する他、節目節目に必要な応じプレス・リリース發出し誤解を説いていく旨約した。

- (2) 我が方としても、本件が客年7月導入された印政府の新経済政策、就中、外国資本をめぐる意見の対立であることから、これまでの外国資本に対する強い不信感があつた経緯からすれば、ある意味では無理からぬことでもあると考えられるが、その根は深く、我が方が前面に出てこれに巻き込まれることは得策ではないので、今後とも慎重な対応が望まれる。
- (3) 本件に対する当地報道関係者の関心は極めて高いものがあり、今回の事前調査に際しても突然の取材を数度にわたり受けざるを得なかつた経緯がある。従つて、本格調査に当たっては、特にサイト選定の段階において一層の取材申し込みがあるものと予想されることから、報道関係機関への対応については工業省を一元的な窓口とする等取材を引き受ける際のルールの確立について印側と事前に協議しておくことが必要である。特に、本格調査団からのサイト選定に関わる説明等は無用の憶測を招きかねず厳に戒めるべきであろう。
- (4) 本件IMTの候補地である4地点はいずれも現在農耕地として利用されており、一部は村落をも含んでいるところ、本格調査においては社会環境影響評価、就中、住民移転問題等について十分な調査が必要と思われる。

4. 個別協議の概要

(1) 大蔵省経済局 Mr. Navin Kumar 部長 (7月29日)

- (ア) 大蔵省としてはIMTができるだけ早く実現することを希望。
- (イ) IMTの所掌機関は工業省であり、またインフラ提供は主に州政府の担当となるが、大蔵省としても調整・促進機関として本件をサポートする所存。
- (ウ) IMTは地域開発のGrowth Centerとして機能を果たすべきものであるが、そこでは日本企業がその核となり工業開発の触媒としての役割を担うことを期待。インドとしてはハイテク(sophisticated technology)が来てくれることを希望するが日本側が難しいといふのであれば中間技術または、ロウテクでも結構。但し単なる投資ではなく技術移転を伴う投資をしてもらいたい。
- (エ) 事前調査の段階から環境調査を実施することは非常に良い考えであり賛成する。環境森林省には中央公害規制委員会(CPCB)が設置されており、環境影響評価(IEA)が行われているところ、工場の集中による廃水、産業廃棄物処理等の環境対策の必要性が予め予想される本案件については、調査の開始時点から環境森林省を巻き込んでおくことが重要と考える。

(カ) 国会における野党の I M T 批判発言報道は事実誤認にもとづくものであるところ貴調査団のバンガロールからの帰りを待つて然るべき時期にプレスブリーフを行うことを考えた。

(ク) 新産業政策についてはこれに批判的な野党勢力が存在することは事実であるが、本政策は民主的手続きにより議会で承認されたものであり、その方向づけについては国民的理解を得ているものと認識している。

かつての産業政策のもとでは先端技術移転の観点から選択的な外資導入が行われてきたが、投資自由化措置、手続きの簡素化により昨年 9 月以降の海外投資実績は 2 億 4 千万ドルとそれ以前の累計の 4 倍の規模に達しており、この成果は評価に値するものと思われる。(なお、世銀・ I M F による構造調整においての最大の争点は投資撤退策の整備であり、いまだ解決していないとのこと。)

(2) 計画委員会 Mr.N.Mohanty 顧問 (日印調査委員会事務局長) (7 月 29 日)

Mr.Sushil Kumar 副顧問 (I M T 準備委員会委員)

工業省工業開発局 Mr.S.K.Srivastava 部長

Mr.Mathur 課長

(ア) 31 日の S W 協議は計画委員会 Mr.N.Mohanty 顧問が議事進行役となる。

ステアリング・コミッティーのメンバーについては I M T 準備委員会委員 (Joint Industrial Model Town Construction Committee) をそのまま転向させることを考えているが、大蔵省を入れることに異存はない、むしろその方が望ましいと判断する。

(イ) I M T はインド政府の案件であり、またその所掌は工業省であることは充分認識しており、S / W の署名権限も工業省に与えられている。

(ウ) 先般の新聞報道に関し、工業省としては I M T の検討に当たっては政治勢力の介入を避け、本業に専念したいとの考えから、余り目立たせずに進めてきた経緯があるが (Keep low profile, concentrate in work.)、プレス対策の必要性については同感。(本件について Mathur 課長が大蔵省側のプレス・ブリーフ発言を補足)

(エ) ステアリング・コミッティーの議長については I M T 準備委員会議長の M. Banerjee 輸銀総裁を想定しているが、工業省の主体性を示す観点から議長を工業省から出すべきかどうかについては 31 日に協議してみたい。

(3) 商業省 Dr.G.Sundaram, additional Sec (7 月 30 日)

(ア) I M T 調査に商業省としても協力するつもりである。調査に必要な情報・資料については要求に応じていつでも提供する。

- (イ) 輸出入に関して新しい貿易5ヶ年政策を発表している。この政策は基本的には貿易の自由化を目指し、認可制、数量規制、その他法的規制をとりはずしていくものである。この政策のPress Noteを提供する。
- (ウ) 政策の簡素化、透明性と並行してその手続の簡素化のため現在見直しを行っているが、輸出入手続のHandbookも改訂している。最新のものを反映したHandbookも当調査団の要求により提供してもらうことになった。
- (エ) なお5ヶ年政策の中には政策の5ヶ年間の安定性を強調しているが、自由化への変更は起りうる。政府の意向としてはこのような変更はできるだけ四半期に一度だけにしたいとしている。

5. 団長所感

- (1) 本件プロジェクトに対する印側の関心が高いことは、事前調査実施の前段階から認識していたところであるが、事前調査団に対する情報・資料等の提供、あるいは接遇振りから我が方予想をはるかに上回る期待があることを改めて認識したところである。
- (2) 特に、関連の州政府及び民間の関心はすさまじいものがあり、さながらIMT誘致合戦の様相を呈したものであった。

しかしながら、このことは裏をかえせば、今後のマスター・プラン調査においてサイト選定（あるいはプライオリティー付）が最大のポイントとなることを意味しており、この点において以下の3点に十分に留意して調査を進めることが肝要であると考えられる。

- (ア) サイトの比較検討は、経済的、技術的観点のみならず、考え得るあらゆる点から十分行うこと。
- (イ) サイトの最終選定は、印側がイニシアティブをもって行うべきであり、我が方が一方的に選定を行ったかのような印象を与えることのないよう十分配慮すること。
- (ウ) 本件カウンターパート機関である工業省は、ステアリング・コミッティーの主催者として、中央政府部内の取りまとめ、関係各州との調整等果たすべき役割は重く、かつ多いと考えられるところ、調査団を含めた我が方の強力な支援を行っていくこと。

Ⅲ. サイト視察の概要

1. バンガロール市近郊（いずれもKN州）

(1) SATHANUR

- ① バンガロール市から約70 km。
- ② バトカーの先導付きで約1.5時間
- ③ 周辺には約800人の住民が居住しており、ほとんどが農耕地。
- ④ 州政府は、この中の約1200 ha（約3000エーカー）をIMT候補地として計画。
- ⑤ インフラについては、
 - i) 水は、30 km先に水源があり、パイプラインにより供給する予定。
（ちなみに、同水源から、既設パイプラインにより、バンガロール市に給水している。）
 - ii) 電力は、約25 km先に水力発電所があり、当地に配電する予定。
 - iii) 鉄道は、約25 km先にバンガロールとマイソールを結ぶ広軌線が通っている。
 - iv) 道路は、一応舗装はされているものの、維持管理が十分でない。

(2) BIDADI

- ① バンガロール市内から約30 km。
- ② バトカーの先導付きで約0.5時間。
- ③ 周辺はほとんどが農耕地。
- ④ 州政府は、この中の約1200 ha（約3000エーカー）をIMT候補地として計画（うち1/3は州政府所有地）。
- ⑤ インフラについては、
 - i) 水は、約60 km先に上記(1)と同じ水源があり、ここから供給する予定。
 - ii) 電力は、12 km先の発電所から供給する予定。
 - iii) 鉄道は、上記(1)と同じ路線が、候補地に隣接して走っている。
 - iv) 道路は、一応舗装はされている。

(3) 上記2地点の総評

① SATHANUR

ほとんどが農耕地であり、バンガロール市等周辺都市からの距離がかなりあることから、IMT建設にあたっては、水、電力、輸送等のインフラ整備がかなり大規模になるとともに、外国人居住地の整備も別途必要になることが予想される。

② BIDADI

バンガロール市からの距離、幹線鉄道の整備計画等を勘案すると、バンガロール市を

中心とした工業団地としての開発の可能性があるものと考えられる。

③ 対外アクセス

バンガロール市については、現在、国際線が就航しておらず、外港についても、マドラスまで鉄道で6～7時間の距離にあり、また通関等に相当の手続きと時間を要することなど、対外的な人・物資の輸送に大きな課題を有している。

ただし、バンガロール新国際空港の新設及びマンガロール港の改修計画について、州政府において検討中。

④ 労働力

いずれの地区においても、周辺都市との距離、近隣の人口等にかんがみ、近隣の集落から雇用することが考えられる。

労働者の質については、既にバンガロール市に進出している日系合併企業の日本人スタッフによると、概して、質は高く、評価も良い。

2. デリー市近郊

(1) GURGAON (Haryana 州)

① 首都デリー市から約40 km。

② 先導付きで約40分。

③ 州開発公社による開発区域の一部であり、州政府は約300 haをIMT候補地として計画。

④ インフラについては、

i) 水は、約1.4 km先まで用水計画があり、井戸による取水も可(地下約1.5 m)

ii) 電力は、周辺(約2.4 km先)からの配電が可能。また、開発地域への専用発電所の建設計画も検討中。

iii) 道路は、国道(8号線)が近接しており、周辺の道路整備も進んでいる。

(2) NOIDA (UP 州)

① 首都デリー市から約30 km。

② 先導付きで約45分(橋が修理中であることによる迂回と道路混雑の影響あり。)

③ 州開発公社による開発区域の一部。全体で15,000 haを計画区域としており、州政府はこのうちの7,800 haを工業都市として開発する予定(既に約30%は開発済み)。

このうちの一部がIMT候補地として計画に組み込まれている。

④ 開発区域の整備は、他の3地域に比べるとかなり進んでおり、デリー市近郊の工業団地として、既に入居者を募集している。

- ⑤ インフラについては、
- i) 水は、井戸による取水を予定。
 - ii) 電力は、周辺の発電所から供給。
 - iii) 通勤・輸送は、デリー市周辺で道路の混雑が見受けられる。

(3) 上記2地点の総評

① 開発状況

いずれの地域も州政府による開発計画の一部に位置付けられており、開発対象としての熟度も高い。

また、付近には、大手日系企業も含め、多くの企業が既に立地しており、工業地帯として既に発展段階にある状況。

② 対外アクセス

デリー空港にも近く、対外アクセスも良い。

③ 労働力

デリー市からの通勤、周辺集落からの雇用等が考えられるが、バンガロール市周辺と同様に、概して質は高い模様。

Ⅳ. インドの政治経済動向と日本の援助の現

インドの政治経済動向

1. 内 政

- (1) 1947年の独立以来クーデターもなく、連邦共和制の下に45年間にわたり議会制民主主義を堅持。
- (2) 1989年11月の第9次下院総選挙において、独立以来一時期(1977-79年ジャナタ政権時代)を除き長年中央において政権の座にあった कांग्रेस(I)党(国民会議派)が過半数を大きく割り、ラジーブ・ガンジー首相は下野を宣言。これを受けて、中道野党のジャナタ党総裁V.P.ヒンドゥー教寺院建設問題をめぐり、これを推進していたインド人民党(BJP)の支持を失い、90年11月国会での信任が得られず辞任。
- (3) その後 कांग्रेस党の支持を得たジャナタ党のチャンドラ・シェーカル(後にジャナタ党(社会主義派)を創設)が90年11月新首相に就任したが、同首相もラジーブ・ガンジー邸の盗聴事件をめぐり कांग्रेस党との間での軋轢の高まりを背景に1991年3月に辞表を提出するに至り、国会は解散された。
- (4) 1991年5月から6月にかけて実施されたインド下院選挙(この5月21日にラジーブ・ガンジー元首相の暗殺事件が発生)において、 कांग्रेस党が過半数に満たないながらも他党を大きく引き離し第一党となり、6月21日に同党の代表に選出されたナラシンハ・ラオ元外相を首班とする内閣が発足。

同首相は、湾岸危機の影響により深刻な状況に陥っているインド経済の再建を緊急の課題とし、蔵相に政治家ではなく経済問題の専門家であるマンモーハン・シンを起用。短期間の内に種々の経済の自由化・規制緩和のための具体的な政策を発表しその指導性を発揮。

- (5) その後の下院補欠選挙(91年11月)及び下院選挙が延期されていたパンジャブ州での中央下院選挙(本年2月)で कांग्रेस党が圧勝。同党の下院の議席数は、過半数に迫る262議席(現在の総議席数は532)となり、親 कांग्रेस党の小会派の支持のみにより、下院の過半数を制することが可能となり、現政権の国会運営はかなり安定性を増すこととなった。

2. 外 交

(1) 全 般

インドの従来外交方針は、ソ連との緊密な関係を堅持しつつも、非同盟、自主独立、善隣友好を基本とし、各国とは実利的な観点から対応し、友好関係の維持に努力するとの方針で臨んできた。しかし、ソ連邦の崩壊により、ロシア、米国、中国の対印政策も微妙

に変化、インドとしても新たな外交方針を模索している。

(2) ソ連崩壊の影響等

インドはソ連との間に印ソ平和友好条約を締結し、インド軍の主要装備の大半はソ連製となっている。また、貿易面でもソ連はインドの輸出の約20%、輸入の約5%を占めていたことにみられるように、これまでインドはソ連と政治・軍事・経済面で緊密な関係を維持してきたが、ソ連の崩壊により新たな状況が発生。現在、インドはロシア連邦その他の共和国と関係再構築のため外交努力を展開している。

ロシアとの関係では、現在、印・ソ平和友好条約に代わる新条約の締結交渉が行われており、軍事条項も含めてどのような結果となるか注目される。(注：昨年8月、印ソ平和友好条約が有効期限(20年)満了に伴い自動的に5年間延長され、その後のソ連崩壊に伴い、ロシア連邦が旧ソ連の地位を継承した状態となっている。)

貿易面では本年2月に92年における印・ロシア間の貿易に関する議定書が調印され、また5月1日より5日までブルブリス・ロシア国務長官が訪印した際に改めてドル・ベース決済等を骨子とした二国間貿易に関する覚書が調印されたが、旧債務の処理に関連したルピー・ルーブル交換レートについては両国間で協議継続中。

ロシア以外の旧ソ連共和国についてはウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン及びウズベキスタンに大使館を開設した。

(3) 中国との関係

印中間では、最近要人の交流が活発化し、関係改善の兆候が見られる。昨年12月李鵬首相が、中国総理として31年振りにインドを公式訪問し、国境貿易の再開等5文書への署名、共同声明の発出等の成果を挙げた(他方、国境問題の解決については作業部会での検討に委ねられた)。

また、その際の合意を受けて本年5月にはインドのヴェンカタラーマン大統領がインド大統領として初めて中国を公式訪問した。

(4) 米国との関係

インドにとって米国は従来より貿易等経済面で重要な地位を占めてきているが、最近両国間で軍事交流を含む種々の交流が活発化しており、今後の進展が注目される。昨年11月にはパーソロミュー米国務次官が訪印し、本年3月にはディキシット印外務次官が訪米した。この結果、核不拡散の問題に関し、今後両国で実質的な協議が行われることとなっている。

本年5月28、29日には両国の海軍合同演習がインド洋で行われた。

他方、印・ロシア間で合意されていた低温ロケット技術移転について、米国はミサイル関連技術輸出規制(MTCR)に違反するとしてロシア側にこれを行わないよう申し入れ

ており、本件がスペシャル 301 条の対印適用問題とともに、印米関係上の問題となっている。

なおインドは、1950年の国家承認以来領事関係のみを有していたイスラエルとの間で、本年1月29日に国交を樹立した。

(5) パキスタンとの関係

90年前半にカンミールをめぐりインド・パキスタン関係が緊迫化したことを受けて、同年7月より昨年10月まで5回にわたり印パ外務次官級会議が開催され信頼情勢措置等について話し合いが行われてきている。これにより、本年1月1日には両国間の原子力施設相互不攻撃協定(昨年1月批准書を交換)に従って原子力施設のリストが交換される等、関係改善の動きが続いた。2月上旬にカンミールの独立をめざすジャンム・カンミール開放戦線(JKLF)がパキスタン側から印側へカンミールの実行支配線の越境行進を計画したため、両国関係は一時緊張したが、この事態に、パキスタン政府はインド側からの働きかけをも受けてこの越境行進を阻止し、両国間の軍事衝突は回避された。また、3月30日にJKLFが再び計画したデモ行進も、パキスタン政府がJKLF幹部を逮捕したため実行されずに終わった。

他方、第6回印パ外務次官級会議は5月30日から6月3日までデリーにて開催が予定されていたが、5月下旬印大使館員がパキスタンから追放され(パキスタン側は同人が諜報活動に従事したと非難、印刷は同人がパキスタンの治安当局に暴行を受けたと非難)、その後インドからもパキスタン大使館員が追放されることにより、二国間関係の雰囲気が悪化し、延期が決定された(他方、ブラジルでの地球環境サミットに際し印パ首脳会議が行われた)。

3. 経済全般

- (1) 80年代に国内経済は順調な伸び。第7次5カ年計画(85~89年度)目標である5%の経済成長率を達成。
- (2) しかし、80年代末には国際収支赤字、財政赤字が拡大。更に、90年後半以来湾岸戦争の影響(推定約25億ドルの損失)もあり、外貨準備が激減(10億ドルを割り込んだとも言われる)。
- (3) 1991年6月に発足したラオ政権は外貨危機の克服及び経済の再建を最優先課題として経済改革に取り組み、IMFを始めとする援助機関や我が国等援助国による支援を得つつ、積極的に経済自由化政策を押し進めている。

4. ラオ政権の経済政策

(1) 金融政策

(イ) ルピー貨の切り下げ(91年7月)

ルピー貨を二度にわたり切り下げ。この結果ルピー貨は対米ドルで約20%減価。

(ロ) 金を担保にした短期融資獲得(91年7月)

印準備銀行は、同行保有の金332.5トンの内、合計46.9トン(総量の約14%)の金をイングランド銀行に移送、イングランド銀行及び日本銀行より計4億ドル相当の短期融資獲得の担保とした。

(2) 新産業政策(91年7月)

大幅なライセンス取得義務の緩和や外資比率が51%までの外国直接投資を認めた。

(3) 新輸出入政策(91年7月)

輸出業者に対し輸入ライセンスを優先的に交付する「輸入補充ライセンス」を拡張・自由化し、それを「輸出入証券」に置き換えることにより、輸入と輸出をリンクさせ輸出促進を図るもの。

5. 92～93年度予算案

本年2月29日に国会に提出された92～93年度予算案は、歳入面では輸入関税の全般的な引き下げを行う一方、所得税の最低課税限度の引き上げ等の税収増を図るとともに、歳出面では、補助金・防衛費の実質伸び率をマイナスに抑える等引き続き緊縮政策を堅持。

ルピー価値の部分自由化(獲得した外貨の60%は市場レートで交換可能。なお、40%は公定レートで交換)、金輸入の一部解禁が実施され、外国為替規制法(FERA)の全面改正等、一層の自由化・規制緩和のための具体的な諸施策が発表された。

< 主要経済指標 >

GNP : 2948億1600万ドル(1990/91)

一人当たりGNP : 350ドル(1990/91)

対外債務残高 : 614億(1990/91年度末)

外貨準備高 : 44億ドル(92年2月20日現在)

年 度	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91
実質経済成長率(%)	3.9	3.8	10.6	4~4.5	5.0
貿易収支(百万ドル)	▲5,246	▲7,168	▲9,364	▲7,935	▲8,660
経常収支(百万ドル)	▲5,237	▲6,397	▲8,964	▲8,259	▲9,933

(出所: 世銀資料)

< 主要貿易相手国(1990/91) >

(単位: 億ルピー)

輸 出			輸 入		
国 名	金 額	シェア(%)	国 名	金 額	シェア(%)
旧ソ連	525.5	16.1%	米 国	524.5	12.1%
米 国	479.7	14.7%	独 国	347.3	8.0%
日 本	303.9	9.3%	日 本	324.5	7.5%
独 国	254.9	7.8%	サウジ・アラビア	289.9	6.7%
英 国	212.8	6.5%	英 国	289.4	6.7%
総 計	3,255.3	100.0%	総 計	4,319.3	100.0%

(注) 独統一は90年10月3日。独分は旧東独を含む。(出所: 印エコノミック・サーベイ)

6. 日本の援助の現状

日本は1986年以降、インドにとって最大の二国間援助国。特に有償資金協力については、91年度までの累計は1兆2千億円を越え、91年度は1065.94億円を供与。同年度は、湾岸危機により印経済が深刻な影響を被ったことにも鑑み、この年次円借款の一部を前倒しし、昨年5月及び6月に合計405.12億円(約3億ドル)に及ぶ即効性の高い借款を緊急に供与した。印側は特に3億ドルの緊急借款供与に対し、様々な機会を捉えくり返し高いレベルで謝意表明を行っている。

<我が国の援助実績>

有償資金協力(91年度まで累計、E/Nベース)	12,584.26億円
無償資金協力(91年度まで累計、E/Nベース)	514.39億円
技術協力(90年度まで、JICAベース)	81.45億円

V. インドへの外国投資動向

1. 外国投資動向

外国企業提携件数は88年まで900件前後の高水準で推移したが、89年以降、政情の不安定も反映して600件台に落ち込んだ。91年の前半は90年とほぼ同水準で推移したが、同年7月の新産業政策以降、インド政府及びインド中央銀行からの積極的な企業提携認可により、91年通年では、件数で88年以前水準まで回復するとともに、投資認可金額では過去最高の数字を記録した。92年に入っても投資認可状況は良好で、特に投資認可金額はわずか4カ月で過去最高であった昨年1年間の投資認可金額の約2倍を記録している。国別件数では、米、独、英が突出。金額では米国が断然トップ。

(91年10月までの間の統計によると、新産業政策の下で254件の外国企業提携の申請が出されており、その国別内訳は、米国から56件、英国から43件、ドイツから40件の順になっている。また、工業省によれば、10月24日までに50件が印中央銀行(RBI)により自動認可された由である。)

(参考1) 国別対印投資金額(技術・資本提携承認合計値、百万ルピー)

	1982~1990年累計	1991年
米 国	3,204	1,859
独	2,239	418
日 本	1,067	527
英 国	898	321
伊	598	
ス イ ス	397	355
蘭	185	559
計	12,531	5,341

2. 日本からの投資状況

- ① わが国の海外直接投資に占める対印投資は0.06%(51~91年度累計額)と極めて少。(インドネシア3.6%、タイ1.5%、マレーシア1.2%、マレーシア1.2%、中国1.0%)。40年間にわたるインドの閉鎖的イメージが急には拭えず、また、インフラが未整備でもあり、まだまだ投資先として問題が多いというのが特に日本国内社製の見解。
- ② 但し、92年に入って、富士通(電話交換機)、ファナック(工作機械)、旭硝子(板ガラス)の新規投資、スズキ(乗用車)の増資が決定している。これらは、すべて日本側出資比率が50乃至51%となっており、ラオ政権の新外資政策に反応した形になっている。

3. 民間経済協力団体の動向

(1) 日印調査委員会

同委員会は1958年に発足した中山伊知郎博士を中心とする三人委員会をその前身とし、経済分野のみならず広く政治、文化の分野も含め日印間の協力の諸問題長期的視点から研究することを目的としている。

1975年に改組、現在の日印調査委員会となった。毎年、日印両委員会の合同会議を開催。本年は5月にインドのバンガロールで第21回合同会議が開かれた。(日本側委員長は野田英二郎前駐印大使。インド側委員長はクリシュナムルティ計画委員会委員。)この第21回合同会議において、日本側よりインド側に対し、本件計画はインドが主体的に実施すべきプロジェクトであるとの観点から強力な実施主体の設立とインドによる積極的な企業誘致の必要性が指摘された。

(2) 日印経済委員会

実業家による両国間の貿易、投資、技術移転等の分野における意見交換を通じ、両国経済関係の発展を目的として設立された民間のフォーラム。

日本商工会議所が事務局となっている。ほぼ年1回、東京またはデリーで日印合同委員会が開催されており、本年は1月に石川六郎日本商工会議所会頭を団長とする政府派遣経済使節団訪印の際にデリーで(第23回)会合が開催された。(石川団長は、インド側経済関係省庁との会合におけるスピーチのなかで、本件計画に対し日本の財界としても関心を有している旨述べた。)

VI. インドの新産業・投資促進策

本章では1991年7月以降発表されている新政策の概要について述べ、また本格調査遂行上、関連する連邦政府機関、州政府機関について記述する。

1. 経済改革計画の概要

インド政府は現在、経済建て直しのための主要施策を推進中である。その中期的基本目標は、財政・対外分野で顕著になっているマクロ経済的不均衡を取り除き、インド経済の世界経済への統合を推進することである。

この目的達成のため、昨年7月以降、政府は数々の経済政策・施策を打ち出している。また1992年2月29日大蔵大臣が国会に提出した92～93年度予算案では重要な方針が示され、改革が更に進んだ。この経済改革計画は産業政策、貿易政策、財政・対外部門を含む包括的なものである。その主要点は次の通りである。

(1) 新産業政策の要点

インドでは、1948年以来5回にわたり「産業政策決議」ないし「産業政策声明」を発表してきた。その内容に応じて産業に関する諸法令や諸制度が改訂されるといういわば産業政策の憲法的存在である。

今回の政策の主要目的は、従来の政策での歪みや弱点を修整し、生産性と有給雇用における持続的な成長を維持し国際競争力を確保する事としている。この目的を推進するために環境を保護し、利用可能な資源の有効活用が必要であり、すべての産業セクターは成長を促進し、過去の実績を改善することが奨励されるとしている。以下はその主要点である。

ア. 公企業の独占17分野の数を軍需産業、原子力、石炭、石油、鉄道運輸などの戦略的な8分野に削減し、経済活動における民間部門の役割を拡大する。

イ. 独禁法(MRTP)を改訂し、大企業の投資規制を廃止する。

ウ. 工業許認可制を原則廃止する。ただし、戦略上の重要工業品、危険物、環境上問題になる製品(油脂、アスベスト、パルプ原料紙等)、奢侈品の生産に関わる18分野では継続する。

エ. 外資向けの段階的国産化生産計画制度を廃止する。

オ. 外資導入を積極化する。高度優先業種、すなわち各種金属、原動機、電気機械・部品、産業機械、農業機械、化学肥料、ホテルなどの34業種については外資参加率を51%までは自動認可する。

(2) 貿易政策の要点

1992年3月のCHIDAMBARAM商業大臣の「輸出入政策1992-97」の発表

の中で貿易政策は単に輸出入のバランスや貿易バランスを良くするためだけではなく、より良い技術の導入、より多くの投資、そしてより効率のいい生産活動を行うための政策でなければならない。輸出入政策はこの貿易政策の重要な一部であると述べている。

ア. 輸出入政策の目的

- ① インドの外国貿易のグローバル化のフレームワークを作るため、インド産業の生産性、近代化、国際競争力を促進して輸出能力を拡大する。
- ② 品質を高め、国際的水準に達するよう奨励し、インド製品のイメージアップを図る。
- ③ インドの外国貿易のフレームワークの中で量的規制、ライセンス、その他の規制を廃止又は最小にし、輸出入の手続きを簡素化、合理化する。

イ. 主要点

- ① 貿易は原則自由とし、ネガティブリストはできるだけ最小にする。
- ② 5カ年政策は安定させ、自由化へのさらなる変更は4半期に1度のタイミングで発表する。
- ③ 輸出指向型企業と輸出加工区にある企業に対してはさらに原材料、部品の無関税輸入や生産開始から最初の8年間のうち連続5年間法人税を免除するなどの優遇を与える。

(3) 金融・財政政策の要点

ア. 1991～92年度財政赤字を国内総生産(GDP)の8.4%から6.5%へ縮小することを目標としている。同予算の中で輸出補助金の廃止、肥料補助金を削減、実質国防予算を2年連続で削減、最高関税率を削減、直接税収入の拡大をうたっている。

イ. 商業貸出金利の政府規制を撤廃。

ウ. 国内の株式取引所の機能を管理、促進、監視するためインド証券取引庁 (SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA) を設立する。

エ. 民間分野へ投資信託をオープンする。

オ. 金融部門改革の担当としてNARASIMHAM COMMITTEEを設置し、税制改革担当としてCHELLIAH COMMITTEEを設置する。

(4) 今年度(1992～93)予算の骨子

今年度予算は昨年度(1992～92)に実施された経済政策の重大な変化を受けるものであり、現政府が行う経済再編成の過程を反映するものである。予算の主な内容は経済の対外的部門に属するものと、主として国内に影響するものとの二つに分類される。

ア. 対外部門関連の予算

今年度はインド経済の効率と競争力向上に強力な刺激を与え、世界経済との統合を促進することが期待される重要なステップを含んでいる。主な内容は次のとおりである。

- ① 1992年3月3日以降、インドルピーの部分的交換を認める。これはL E R M S (LIBERALISED EXCHANGE RATE MANAGEMENT SYSTEM)と呼ばれる制度である。この制度では製品・サービスの輸出または送金によって得た外国為替は次の要領でルピーに交換される。外国為替の40%は公定レートで交換され、石油・石油製品、肥料、国防、救命医薬などの重要品輸入向けに当てられる。残りの60%は市場レートで交換される。
- ② 輸入許可制の事実上の廃止。特定の短いネガティブリストを除き、その他の原料、部品、資本財の輸入はすべてオープン的一般認可(OGL: OPEN GENERAL LICENSE)で自由に輸入可能である。輸入目的の外国為替は市場で得られる。しかし、消費財の輸入政策については従来と変わらない。以上の変更によって貿易政策は大幅に簡素化され、許可制及びそれに伴う手続き上の遅れや非効率は多くの品目でなくなるであろう。また、トータルの輸入量が入手可能な外国為替の量によって自動的に規制されるので、貿易収支の大部分を自律的に均衡できる制度が導入されたことにもなる。
- ③ 政府はインフラストラクチャー部門への外国投資を積極的に受け入れる。電力部門への外資を含む民間投資奨励策に加えて、石油・ガスの探査・生産・精製・販売を含むハイドロカーボン部門への投資を歓迎する。
- ④ F E R A改正によって外資企業に対する規制が撤廃されるほか、インド企業及び居住者に対する規制も撤廃されて事前承認なしで海外企業と多様な形態のビジネス関係を結ぶことができる。また、年金ファンドなど著名な外国投資機関に対してインド資本市場への投資を認める。
- ⑤ 関税の引き下げの一環として、他の開発途上国と同等レベルまで引き下げる。具体的には最高税率を150%から110%へ、機械及びプロジェクト輸入の関税を80%から55%へ、エレクトロニクス産業の資本財及びプロジェクト輸入関税を60%から50%へ、電力、石炭採掘、石油精製部門のプロジェクトは30%へ引き下げる。
- ⑥ 最低6カ月海外滞在後、帰国するインド人に対して金輸入を許可する。10グラムにつき450ルピーの関税(従価率約15%)を外国為替で払えば、各人最高5キログラムの金を持ち込める。

イ. 国内部門関連の予算骨子

- ① 今年度予算(1992-93)では財政赤字をさらにGDPの5%へ縮小する。
- ② CHELLIAH COMMITTEEの勧告に沿って税制の簡素化を実施する。個人所得税は税率を3段階に削減し、年収5万ルピーまで20%、10万ルピーまで30%、10万ルピー超は40%、最低課税所得額を2万2千から2万8千ルピーに引き上げる。

また法人税率については同委員会の詳細な報告を待っている。

- ③ 生産的資産は富裕税の対象とされない。したがって株式や投資信託などは同税の対象外となる。住宅、宝石、金塊などの非生産的資産は150万ルピーの基礎控除で13%が課税される。
- ④ 金融再編成に関するNARASIMHAM COMMITTEEの勧告に沿って、法定流動比率(SLR: STATUTORY LIQUIDITY RATIO)を38.5%から30%に引き下げる。これによって銀行資金の与信が農業、工業に拡大され、財政赤字の縮小に伴って中央政府の商業銀行からの借入の必要が低減する。
- ⑤ インド準備銀行(RBI)の商業前貸金の最低金利を1ポイント引き下げる。
- ⑥ 国防支出の実質削減。前年度に比べ名目7%の増加になっているが、インフレ調整後では3年連続の削減。累積的には国防支出はGDPの3%以下となって1962～63年度以来の最低の水準である。

(5) 新政策発表後の外資の動向

工業省の発表した1992年6月末現在の外国企業提携状況は次の通りとなっている。

	1990	1991	1990-1991 8月-6月	1991-1992 8月-6月 新政策後
外国企業提携 (件数)	666	950	474 (うち自動認可分 580)	1430
資本提携 (件数)	194	289	147 (うち自動認可分 168)	519
合計金額 (100万ルピー)	1283.2	5341.1	1632.6 (うち自動認可分 5734.3)	18887.9

この数字が示すように新政策発表後、海外からの投資は件数、金額ともに著しく増加している。これは海外の投資家が新政策に対して高い評価を与えていることに他ならない。

また国別投資額をみると上位10カ国は次のようになっている。

	1990(1~12月)	1991(1~12月)	1992(1~6月)
1. アメリカ	344.82 (133)	1858.54 (177)	3719.65 (180)
2. 日本	50.02 (46)	527.14 (72)	3753.85 (54)
3. イギリス	90.67 (101)	321.08 (134)	713.16 (105)
4. スイス	135.07 (35)	355.01 (52)	632.18 (44)
5. ドイツ	195.12 (134)	418.04 (157)	584.49 (108)
6. 香港	11.50 (7)	211.52 (13)	529.67 (9)
7. スウェーデン	3.38 (15)	69.88 (30)	417.20 (16)
8. 韓国	70.62 (13)	61.54 (16)	263.81 (24)
9. イタリア	68.27 (40)	178.17 (61)	260.98 (38)
10. ベルギー	— (1)	16.10 (7)	219.79 (8)
合計	1283.24 (860)	5341.12 (1239)	14759.63 (1113)

()内は件数、金額の単位は100万ルピー

2. 連邦政府

(1) 組織・機能

上記の各政策の実行機関としての主な連邦政府の担当部署は次の通りである。

ア. 財政政策関係

MINISTRY OF FINANCE,

Department of Revenue

Central Board of Direct Tax

Central Board of Excise & Customs

イ. 貿易政策関係

MINISTRY OF COMMERCE,

Office of Chief Controller of Imports & Exports

この組織は新政策の中でDirector General of Foreign Tradeの名称に変更されることになっている。

ウ. 為替管理関係

RESERVE BANK OF INDIA(RBI),

The Exchange Control Dept.

エ. 産業開発関係

MINISTRY OF INDUSTRY,

Department of Industrial Development

the Secretariat of Industrial Approval (SIA)

Investment Promotion and Project Monitoring Cell

Department of Company Affairs

オ. その他の重要な組織

上記に挙げた組織の他に本格調査上重要と思われる組織を次に挙げる。今回の事前調査で明らかになった次の2つの機関を最大限利用することによって本格調査の効率を高めることができる。

① 投資促進・プロジェクトモニター室

(FACILITATION CELL : INVESTMENT PROMOTION AND PROJECT MONITORING CELL)

工業省工業開発局内に1992年5月7日付けで開設された。現在、同局内のSIA (SECRETARIAT FOR INDUSTRIAL APPROVALS) の直轄下で運営されている。この組織は従来、企業家が、工業ライセンス、輸出入、関税、法人税、会社法等の様々な問題をそれぞれ各担当省庁へ個別に相談を持ち込んでいたものを一つの窓口集中させるために設立された。外国投資、外国技術協定、工業ライセンス等の申請も受け付ける。

窓口業務は6名のスタッフで運営され、コンピュータネットワークによって国家情報センター (NIC : NATIONAL INFORMATICS CENTRE) と直結されており、すべての政策、通達、手続き等の必要情報が端末画面より直ちに入手できる。また、各州政府の情報の提供もしており、各州のインセンティブ等の情報も入手できる。メンバーには各省庁から次の分野の合計21名の専門オフィサーが任命されており、窓口で対応できない問題はこの専門オフィサーにより、電話あるいは面接により対応する仕組みになっている。

工 業 省 : 外国投資、輸出促進、NRI投資、工業ライセンス、産業政策

大 蔵 省 : 経済一般、会社法、税金、関税

商 業 省 : 輸出入管理

インド準備銀行 : 為替管理

インド投資センター : 税務・金融、外国直接投資、エンジニアリング、輸出促進、化学工業

② インド投資センター (INDIAN INVESTMENT CENTRE)

1960年代初めに設立、大蔵省の直轄下にある。12人の各分野の専門家を常駐させ、外国からの民間投資、技術協力、JV設立などの促進を目的としている。また、外国投資政策、ライセンス手続、投資機会等様々な分野の有効情報を提供する情報センターとしても機能している。これらの情報の出版も行っている。

3. 州 政 府

各州政府は連邦政府の5カ年計画に基づいて州毎の5カ年計画及び年度計画を策定し連邦政府の承認を経て実行に移している。今回調査の対象としたカルナタカ州、ハリヤナ州、UP州(ウッタラプラデッシュ)、の3州のうちカルナタカ州のみ連邦政府の承認手続きが遅れ、現在暫定計画として実行されている。

各州それぞれ産業政策を打ち出しているが、その内容はかなり似通っていて次の2点に集約できる。

- ・小規模産業への援助と後進開発地域の工業化
- ・雇用機会の拡大と貧困の撲滅

したがって、各州とも特に後進地域への産業の誘致に対して高いインセンティブを与えている。

また、各州ともほぼ同様の組織体系を有している。即ち、州の商工省(カルナタカ州)または工業省(ハリヤナ、UP州)が中心となって全体計画を策定し、実働部隊は各役割により設立された公社：工業地域開発公社、小規模産業開発公社、産業投資開発公社、金融公社等を通して産業開発・促進にあたっている。付録にカルナタカ州とUP州の産業開発関係の組織略図を添付する。

ここではカルナタカ州を中心に主な組織及び投資促進策について述べる。

(1) カルナタカ州の組織・機能

ア. 商 工 省

州の工業開発に関する全ての活動の政策策定機関であり、その監督機関でもある。20の県(DISTRICT)全てに地方工業センター(DIC: DISTRICT INDUSTRIES CENTRE)を配置している。

イ. カルナタカ工業地域開発公社

(KIADB: KARNATAKA INDUSTRIAL AREA DEVELOPMENT BOARD)

土地の取得や道路、排水、水供給など州のインフラ設備の開発を担当している。

KIADBによって開発された区画は大体エーカー当たり3万ルピーから700万ルピー位で割り当てされている。本格調査団がサイトの調査を行うときはこの機関の協力を仰

ぐことになる。

ウ. カルナタカ州小規模産業開発公社

(KSSIDC : KARNATAKA STATE SMALL INDUSTRIES DEVELOPMENT CORPORATION)

小規模産業の開発・育成を担当している。小規模事業者のためにインフラ設備の整った建物 (SHED) を提供している。また原材料のまとめ買いをして小規模事業者に安い価格で提供している。KEONICS の団地の中にも KSSIDC として一つのビルを買い取り、その中の各部屋を小規模ソフトハウスにリースで提供している。

エ. カルナタカ州産業投資開発公社

(KSIIDC : KARNATAKA STATE INDUSTRIAL INVESTMENT AND DEVELOPMENT CORP.)

大規模産業の開発促進を担当している。5000万ルピーまでの投下資本のプロジェクトに対して1500万ルピーを限度に融資を行っている。

オ. カルナタカ州金融公社

(KSFC : KARNATAKA STATE FINANCIAL CORPORATION)

カルナタカ州大蔵省の管轄下であり、900万ルピーを限度に中小規模企業に対する融資を担当する。すべてのDISTRICTに支店をもち、そこで100万ルピーまでの融資を担当させている。

その他、カルナタカ州では次の機関を設け、それぞれが協力しあって産業開発・促進に努めている。

その他の主な組織としては次のものがある。

-TECSOK (TECHNICAL CONSULTANCY SERVICES ORGANISATION OF KARNATAKA)

小規模事業者に対するコンサルタンシーを担当する組織

-KEONICS (KARNATAKA STATE ELECTRONICS DEVELOPMENT CORPORATION LIMITED)

エレクトロニクス産業の開発と促進を担当する組織

-KSIMC (KARNATAKA SMALL INDUSTRIES MARKETING CORPORATION LIMITED)

KSSIDC の子会社組織で小規模産業のマーケティングを担当。

(2) カルナタカ州の投資促進策

1990年9月に発表した新政策はこれまでに発生したインバランスの是正と工業開発に重点をおいている。政策は雇用創出と地方の工業化のため産業規模の均衡した拡大、産

業の後開発地域への分散、雇用機会の拡大するようなセクターやエネルギー保存、公害抑制の産業を特に優遇し、ローカルの雇用機会を創造することを目的としている。

優遇策は20の県(DISTRICT)の町(TALUK)単位で4つのゾーンに分けて各ゾーン別に適用している。

ア. 投資補助

- ゾーン I なし
- II 固定資産の15%(最高150万ルピー)
- III 固定資産の20%(最高200万ルピー)
- IV 固定資産の25%(最高250万ルピー)

イ. 売上税免除

- ゾーン I なし
- II 生産開始から3年100%免除
- III 生産開始から4年100%免除
- IV 生産開始から5年100%免除

ウ. その他の優遇策

- ① 100%輸出指向型企业に対しては100万ルピーを限度として固定資産の10%の補助をする。
- ② マイソール、ダーウッドのエレクトロニクスシティの企業は6年間の売上税を名税する。
- ③ 公害監視設備導入には50万ルピーまでの補助をする。

これらの優遇の適用を受けるにはいくつかの条件があり、適応対象外の産業もある。またこれは1990年10月1日以降の新規投資に限られ、この投資により可能な限り雇用機会を創造し、従業員の最低80%はローカル採用、グループC、D(法律により職種のグループ化がされており、C、Dは一般のワーカーレベルの職種)の場合は100%はローカル採用することを求められている。

(3) U P 州

ア. 関連組織

- ① PICUP(THE PRADESHIYA INDUSTRIAL & INVESTMENT CORP. OF U. P.)

大中規模産業の振興を担当。資本金5000万以下の企業に対して最高1500万ルピーの融資を行う。単独または他の政府系金融機関との協調融資や技術情報の提供、マーケットリサーチなども行う。

② UPSIDC (U. P. STATE INDUSTRIAL DEVELOPMENT CORPORATION)

インフラ開発公社としてスタート。UP州における土地の取得、道路、排水、電力など基本設備を備えた区画をリースで提供している。現在3万8000エーカーの土地を取得、50のDISTRICTで約116の工業地域を開発している。

③ UPFC (THE UTTAR PRADESH FINANCIAL CORPORATION)

1954年に設立された金融公社。資本金3000万ルピーまでで1プロジェクト当たり600万ルピーまでの融資を行う。

④ UDYOG BANDHU

工業省の管轄下にあり、各工業関連の会社のオフィサーから成る組織で経営者に対してインセンティブに関する情報、土地、電力、金融などの情報を提供している。州政府機関の連絡事務所としての機能も持つ。

イ. 投資促進策

① 投資補助

UP州ではカテゴリーA～Dの4地域に分割して優遇を与えている。

カテゴリーA 20% (最高200万ルピー)

B 15% (最高150万ルピー)

C 10% (最高100万ルピー)

D なし

i. また2億5000万ルピーを超える投資の場合には150万ルピーの特別補助を与えている。

ii. 高原地帯(海拔1000m超)の工業ユニットには固定資本の10～15%の範囲で補助をする。また、原材料、完成品の輸送コストに対して75%の補助をする。

iii. 売上税は地域別に100～125%で最高8年まで免除する。

iv. 高原地域では33.5%までの電力料の特別払戻がある。

v. 新規事業は電気料を5年間免除。

(4) ハリヤナ州

92年の産業政策では特に外国投資や技術協力を含むハイテク産業。高価値産業に重点を置いている。中央政府の産業・経済の自由化の方針に従って州の政策も工業化を促進して50万人の失業者に対して雇用機会を創造し、各家族の内一人に雇用機会を与えることを目標としている。

ア. 関連組織

- ① ハリヤナ州都市開発公社 (HUDA : HARYANA URBAN DEVELOPMENT AUTHORITY)

州の都市開発省の管轄下にあり、都市部の開発を担当している。土地の取得から水供給、下水処理、排水、道路等の設備を開発する。

- ② ハリヤナ州産業開発公社 (HSIDC : HARYANA STATE INDUSTRIAL DEVELOPMENT CORPORATION)

大中規模産業の振興を担当し、1500万ルピーを限度とする融資や工業団地の開発などを行う。

- ③ ハリヤナ州金融公社 (HSFC : HARYANA STATE FINANCIAL CORPORATION)

資本金5000万ルピー以下の企業に対して900万ルピーを限度としての長期の金融を行う。また個人事業に対しては300万ルピーを限度としている。

- ④ その他の機関

i. HSSI & EC (HARYANA STATE SMALL INDUSTRIES & EXPORT CORP.) 小規模産業の振興。

ii. HARTRON (HARYANA STATE ELECTRONICS DEVELOPMENT CORP.)

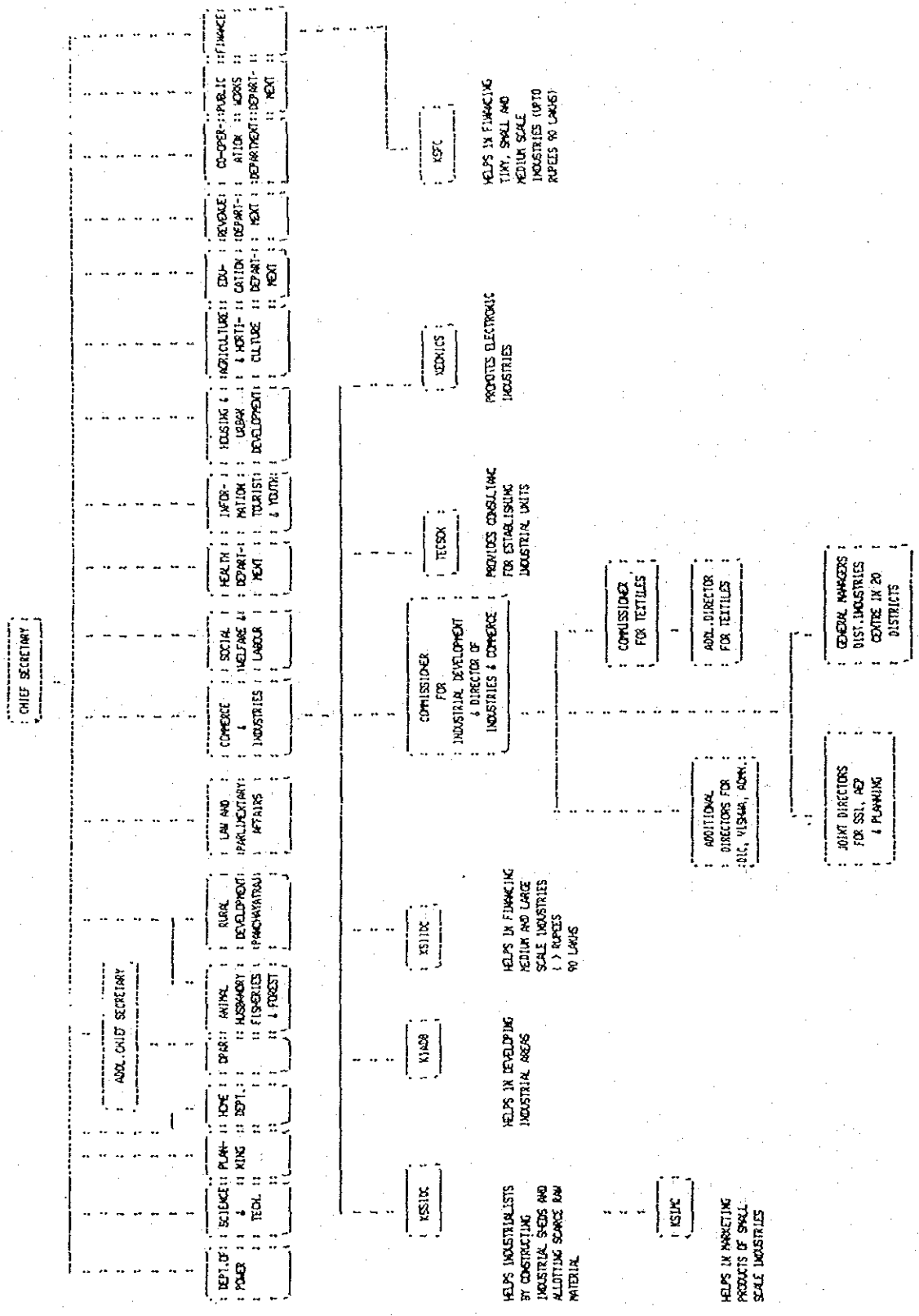
iii. HSH & HC (HARYANA STATE HANDLOOM & HANDICRAFTS CORP.)

イ. 投資促進策

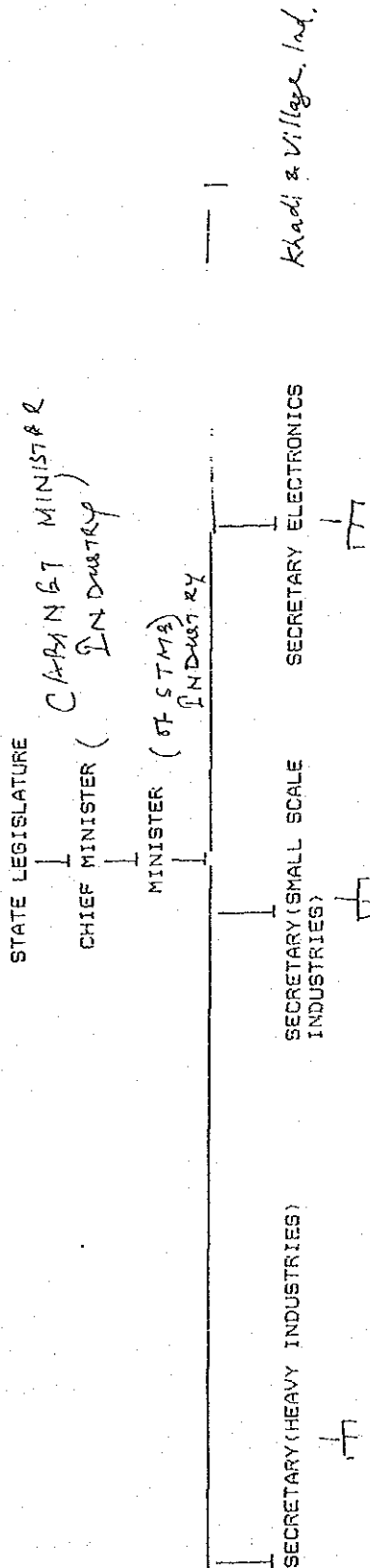
- ① 地域別に最高150万ルピーの15%の投資補助がある。
- ② エレクトロニクスとアグロベースの企業に対し最高300万ルピーの補助。
- ③ 期間5～9年、固定資本の100%～150%の投資補助。
- ④ 5年間の電力料の免除。

(KARNATAKA STATE)

ADMINISTRATIVE SET OF THE STATE AND AGENCIES INVOLVED IN INDUSTRIAL DEVELOPMENT



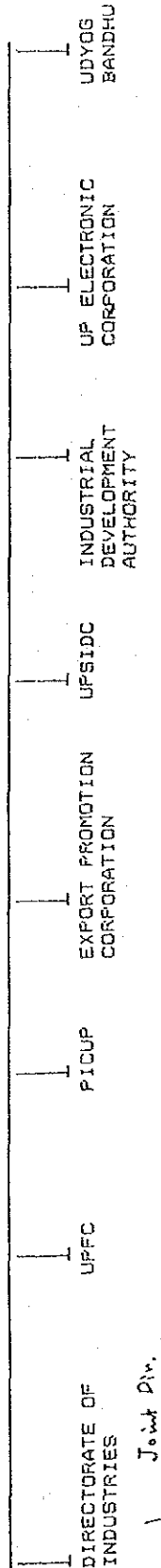
ORGANISATION CHART OF STATE GOVT.



* Secretary is being helped by Special Secretaries/Joint Secretaries/Deputy Secretaries.

* There are attached officers of the Deptt. of Industries (Annexure-II)

ATTACHED OFFICES OF INDUSTRY DEPARTMENT



* All above offices have there Regional/District level offices.

DIC.

VII. インドの産業立地政策

1. カルナカータ州の産業立地政策

(1) 政策の概要

(ア) カルナカータ州は、今世紀初頭より、インド国内産業の発展をリードしてきており、従来から、州内の①天然資源、②インフラ、③人材を活用した産業政策を推進してきている。

(イ) 現在の産業政策は、これらに加え、最新技術の取得と雇用機会の提供を可能とする産業活動を最優先課題としている。

(ウ) 具体的な政策目標は以下のとおり。

- ① 大規模産業及び中規模産業の確立
- ② 小規模産業及び支援産業の確立
- ③ 関連インフラの整備
- ④ 民間セクターによる発電事業の促進
- ⑤ 総合的なインフラを備えた成長センターの育成 (Hassan, Raichur, Dharwad)
- ⑥ エレクトロニクス都市の育成 (Mysore, Dharwad)
- ⑦ 生態系及び環境の保全

(エ) また、特に振興すべき産業として以下の重点産業を指定している。

- ① エレクトロニクス産業
- ② 通信産業
- ③ 情報産業
- ④ 農産品・食品加工産業
- ⑤ 皮革産業
- ⑥ 衣料産業
- ⑦ 新エネルギー・省エネルギー機器産業
- ⑧ 公害防止機器産業
- ⑨ 絹製品産業
- ⑩ 輸出製品産業

(2) 州政府による支援策

(ア) 州政府は、上記の政策目標を達成するため、1990～95年の期間中、州内を4つの地区に区分し、地区の実情に応じ、包括的支援策を実施する。

(イ) 各支援策の概要は以下のとおり。

- ① 投資額の25%を補助(250万ルピーを限度)

- ② 地区及び事業内容（雇用効果の高いもの、支援産業の育成につながるもの）によりさらに追加して補助
- ③ 事業開始後3～5年間は売上税を全額免税（1.4の重点産業については、さらに1年間延長）
- ④ エレクトロニクス都市（Mysore、Dharwad）における新産業ユニット（エレクトロニクス産業、通信産業、情報産業）についての投資額の25%を補助（250万ルピーを限度）及び6年間の売上税全額免税
- ⑤ 完全輸出志向産業及び輸出産業地区（EOIZ）に対する輸入税減税（原材料、部品等）
- ⑥ 新エネルギー・省エネルギー機器を備えた設備投資については、①に加え5%の追加補助（50万ルピーを限度）
- ⑦ 大規模事業に対する特別支援
上記①～⑥に加え、10億ルピーを超える大規模投資については、事業に応じ、以下の支援を実施する。
 - 1) 投資補助
 - 2) 売上税免税期間の延長
 - 3) 特定期間内における電力の安定供給
 - 4) 特別価格による土地の提供

2. ハリヤナ州の産業立地政策

(1) 政策の概要

- (ア) ハリヤナ州は、州経済の総合的な発展を図るため、当初は農業生産に重点を置き、この結果、現在の国内食料備蓄に対し最大の貢献をしている。
- (イ) 同時に、経済活動の州内分散を図るための施策も講じられており、多数の産業育成策が実施されてきた。
- (ウ) 特に、1988年の産業政策においては、後進地域における産業育成に重点が置かれ、最新の1992年の政策においては、ハイテク産業や高付加価値産業、とりわけ外国企業との合併・協力事業に重点が置かれている。
- (エ) こうした現在の産業政策の具体的な目標は以下のとおり。
 - ① 州全体の総合的な経済発展
 - ② 労働力が豊富な地域における地域産業及び小規模産業に対する全面的支援
 - ③ 農業人口過剰地域における産業育成
 - ④ 投資促進（特に潜在労働力の高い地域への投資及び新技術・外国資本による投資）

- ⑤ 輸出産業、ハイテク産業及びエレクトロニクス産業の重点育成
- ⑥ 農産物加工産業の促進
- ⑦ インフラの整備・拡充

(2) 州政府による支援策

州政府は上記の政策目標を達成するため、以下の各支援策を実施している。

① 先行的事業に対する支援

先行的事業に係る投資に対する補助（事業規模に応じて投資の一部を補助）。

さらに後進地域における事業については50%増しの追加補助。

② 重点分野に対する支援

1) 農産品及び食品加工産業については、投資額の25%を補強。

2) エレクトロニクス産業については、投資額の15%を補助。特に、指定後進地域においては25%を補助。

③ 地域的にバランスのとれた支援

中央政府による補助事業の地域間格差を是正するため、①大・中規模産業の未発展な後進地域、②特定産業地区、③州の指定による成長センター（2地区）を特定地域として指定。

これら地域における事業については、投資額の15%を補助。

④ 農村地域における小規模産業支援

1) 投資額の25%を補助

2) 電気税、売上税の減免

3) 10%の価格特恵

4) マーケティング支援

⑤ 外資系事業に対する支援

海外在住インド人（NRIs）、インド系外国人（PIOs）及び外国資本については、以下の支援を実施。

1) 工業用地の優先割り当て

2) 住宅用地及び住宅の優先割り当て（NRIs、PIOsのみ）

⑥ 財政支援

州内を以下の3つの地区に区分し、各地区において1) 売上税の減免、2) 物品持込税の減免、3) 電気料金支払いの減免を実施。

Zone 'A' -- Comprising Centrally and State identified backward areas. Centrally notified backward areas are districts of Mahendragarh, Bhiwani, Hissar, Jind (except Rajound Block), Sirsa, Kaithal (only Kalayat Block) and Rewari (except Nahar Block). The State identified backward areas include 68 No Industry Blocks (list given at Annexure 'B'), ten Industrial Estates (list given at Annexure 'C') and two Growth Centres.

Zone 'B' -- Areas other than those mentioned in Zone 'A' and Zone 'C'.

Zone 'C' -- Faridabad and Ballabgarh Complex Administration area.

1) 売上税の減免

全ての新規事業及び拡充・分散事業について、地区及び規模に応じ、以下の売上税減免措置を実施。

New Industrial Units:

	Small Scale	Medium Scale/Large Scale	Time limit
Zone A: comprising Centrally and State identified backward areas.	150% of fixed capital investment.	125% of fixed capital investment but not exceeding Rs. 6 crores.	9 years.
Zone B: comprising areas other than Zones A & C.	125% of fixed capital investment.	100% of fixed capital investment but not exceeding Rs. 4.5 crores.	7 years.
Zone C: comprising Faridabad, Ballabgarh Complex Administration areas.	100% of fixed capital investment.	90% of fixed capital investment but not exceeding Rs. 3 crores.	5 years.

Units undertaking Expansion/Diversification:

Zone	Small Scale	Medium/Large Scale	Time limit
A.	100% of fixed capital investment.	90% of additional fixed capital investment but not exceeding Rs. 5 crores.	9 years.
B.	100% of fixed capital investment.	90% of additional fixed capital investment but not exceeding Rs. 4 crores.	7 years.
C.	100% of fixed capital investment.	90% of additional fixed capital investment but not exceeding Rs. 2 crores.	5 years.

In case of the Electronics Industry, the tax benefit is uniform for 7 years up to 500% of fixed capital investment.

The Government has allowed the benefit purchase of second-hand machinery to the extent of 25% for the purpose of fixed capital investment.

The beneficiaries can now provide bank guarantee for 15% of the deferred tax and surety for 85% of the deferred tax amount.

In case of exemption of Sales Tax, bank guarantee of 15% of amount of tax or surety for the same amount will be taken instead of surety for 100% of the tax exempted.

2) 物品持込税の減免

全ての新規事業について、関連する資本財、建設資材及び原材料の物品持込税を免除。免除期間は、Zone Aにおいては9年間、Zone Bにおいては7年間、Zone Cにおいては5年間。

3) 電気料金支払いの減免

全ての新規事業について、5年間の電気料金支払いを免除。

VIII. インドの環境政策

1. 連邦政府

(1) 環境政策の推移

インドの環境政策は、イギリスにより植民地政策の一環として出発している。1927年に森林法が制定され森林の保護と同時に植林政策が実施された。この時期イギリスは東南アジアにおける鉄道建設に力を注いでおり、インドの森林は建設資材として大量に使用された為、森林面積が減少し表土流出が多く発生し、必要に迫られて制定されたものである。従って、今日でも Ministry of Environment & Forests となっており、伝統を引き継いでいる。その後1952年に、第1次5ヶ年計画の一部として補強された。

本格的な環境政策は、1972年のストックホルム国連人間環境会議以降である。1980年にかけて環境行政の窓口を整理し1980年に Department of Environment を発足させている。その間、1974年には The Water Act を制定し水資源の管理に乗り出している。1981年に The Air Act を制定大気管理を始め、1985年には Ministry of Environment & Forests に格上げし、翌年の1986年 The Environment Act を制定し、骨格が出来上がった。

(2) 環境政策の現状

連邦政府が環境規制する産業活動は原子力、火力発電、多目的流域管理等を含む24種類である。これらの産業活動を企画する場合には後述する環境影響評価(EIA)報告書を環境省に提出しなければならない。各州の環境政策は基本的に連邦政府の政策に沿ったものである。連邦政府が法律によって示している環境規準値はあくまでも minimum Requirement であるので、州によっては環境汚染物質の排出規準を連邦政府のそれより厳しくしている。環境省は1989年に Guidelines for Environmental Impact Assessment of New Towns を出版し、その中で新産業都市の在り方について言及している。産業を基礎にして周囲に住居と生活関連施設を持つ一つのパッケージを提示している。

ア. 環境面から見た事業認可手続

企 業 側	環 境 省
<ul style="list-style-type: none"> • 建設地の選定 • EIAの作成 EIA 3部を提出し建設地の 購入希望を出す 	<ul style="list-style-type: none"> • Pollution Control Board, Planning Dept., Public Health Dept.へ配布 検討を依頼 17名より成る環境審査委員 会にて審議 • Non Objection Certificate 又は、Site Clearanceの発行
<ul style="list-style-type: none"> • 土地の購入 • Consent to Establish 申請 (工場設置許可) 	<ul style="list-style-type: none"> • Consent to Establish の発行
<ul style="list-style-type: none"> • 工場建設の開始 • Consent to Operate 申請 (操業許可) 	<ul style="list-style-type: none"> • 立入検査の実施 • Consent to Operate の発行
<ul style="list-style-type: none"> • 総業開始 	

尚、EIA(石油化学の場合)は以下の内容を伴うものでなくてはならない。

- Project Profile
- EIA Report Executive Summary
- EIA Report Vol 1., Vol 2.
- Disaster Management Plan (On site & off site)
- Preliminary Risk Analysis
- Reply to Questionnaire on Environment Aspects

現状における審査数は毎月9~15件で、年間108~180件である。審査期間は、通常3ヶ月程度である。EIAの作成者は、その資格を問われる事は無く、EIAの内容そのものだけが審査の対象となる。

(3) 環境政策の効果

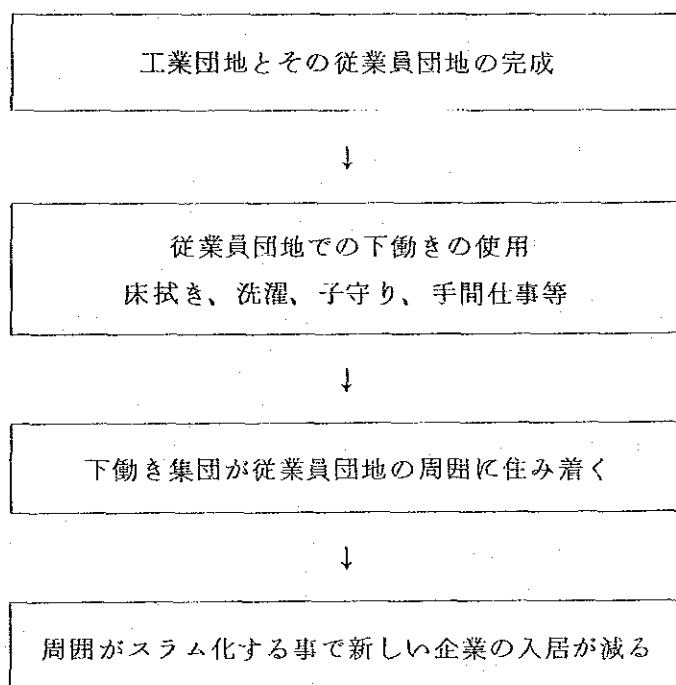
外国企業と共同事業に対しては従来、EIAが要求されているが、1991年まで、国

内企業に対しては必ずしも要求されておらず、それ以前に建設された施設に対しては規制が後手に回っている。全般的に見ればほぼ50%は規制されているものの、現在4,000件にのぼる環境関連の訴訟が裁判所に出ており、担当者によれば現状よりさらに劣悪な環境になるのを防いでいるだけで改善する所まで手が回っていないとの事であった。

しかし、4,000件の訴訟も法律が在るからこそ成立する訳で、これをひとつの改善効果と見る意見もあった。

(4) 環境政策の課題

工業団地は過去にもいくつか造られているがインド社会でおち入り易い失職例は以下に述べる過程を経て現実化する。



工業団地の設計段階では新産業都市の在り方に沿って、一つのパッケージ内の環境対策が組み込まれているが、パッケージ外の下働き集団が、家庭下水を直接周囲に排水してしまふ為、工業団地を規制しても環境が悪化する一方で、改善の見込みが立たない。この問題は政策上の課題と言うよりは、むしろインド社会の在り方の問題である。環境省としては家庭下水の処理が最大の悩みだと述べており、この問題の解決には時間がかかると思われる。

この他に、都市における車の排ガス公害、排水処理技術者の不足等が挙げられた。排水処理技術者はスカート制度上、汚い仕事との概念から抜けられず、優秀な人材が不足している。

2. 州政府

(1) 州としての環境政策

ア. カルナタカ州

Department of Ecology and Environment で環境保護と公害防止（水、大気、騒音）の権限を持っている。インド政府が公布した以下に挙げる法律に基づいている。

— The Water (Prevention and Control of Pollution) Act, 1974

— The Air (Prevention and Control of Pollution) Act, 1981

— The Environment (Protection) Act, 1986

Karnataka State Pollution Control Board (KSPCB) と州政府が、法律の施行に関する全責任を負う。1985年以後、これらの法律に基づいて、すべての開発行為は工事場の設定段階で、KSPCBのクリアランスを必要とするようになった。州政府は各種の開発行為を事前に環境面から精査する為、専門家より成る委員会を設置した。事業者は委員会に対して "Environment Impact Assessment" (EIA) と "Environment Management Plan" (EMP) を提出しなければならない。それ以後の手続きは連邦政府のEIA手続きと同様である。

EIA及びEMPの作成は事業者が専門のコンサルタントに依頼しなければならない。大手のコンサルタントとして、National Environmental Engineering Research Institute, Nagpur と Tata Consulting Engineers, New Delhi の2社を州側が挙げた。

イ. ハリアナ州

基本的に連邦政府の環境政策と同様である。環境に関する官轄は "Haryana State Pollution Control Board" (HSPCB) であり、EIA及びEMPの内容に差異はない。ハリアナ州はその名の通り、(Hary……緑を意味する)緑化に政策的な特徴がある。水の豊かな北のパンジャブ州と、半乾燥地である南のラジャフスタン州にはさまれて、ハリアナ州は、10年程度前から半乾燥地の拡大防止策としての緑化事業に努めてきた。今回のIMT計画においてもアクセス道路の両側に10.0m巾のグリーンベルトを設ける予定である。既存の工業団地周辺の道路はすでにグリーンベルトを完成させている。もう1つの政策的特徴として、工業団地の自給自足が挙げられる。団地内に文化、医療、娯楽施設等必要なものを総て造り、一つの独立した市街を形成する政策をとっている。従って、工業団地の環境政策と言う枠組みを外れて、市民生活全体を含んだ環境政策を実施している。

ウ. ウッタラプラデシュ州 (U.P. 州)

前述の2州と同様の法律に基づいて、州法を定めている。当地の工業団地計画もハリアナ州同様工業だけでなく多くの市民生活も含んだ形式を採用している為、その環境対

策も団地内の下水処理施設が周辺の家下水を処理する等のサービスを実施している。U.P.州のPollution Control BoardはNOIDAにも支局を持っており、係官が常駐し団地内の公害監視を行っている。EIA、EMPの提出手続きも他州と同様である。当州の特徴として、他の州では受け入れられなかった公害を出し易い企業の参入も、条件付きで認めている事である。

無公害企業……………支局認可で3年毎の査察

中公害企業……………支局認可で2年毎の査察

高公害企業……………州本局認可で毎年の査察

全体として、公害企業をも規制する制度を運用している点から見て環境行政の手腕が高く評価出来る。また、後述する土地収用法の運用にしても、住民の同意が得られる様工夫されており、人が居て環境が在ると言う考えに基づいた工業立地だと言える。

(2) 政策の効用

ア. カルナタカ州

企業はすべて規制されたので問題ない。しかし、これは事前に規制又は企業の環境モニタリングに問題がありそうな場合は許可しなかった為である。既存の工業団地には煙突からの排気の問題がある企業に許可を出さなかったからと言える。しかし、これは今後、公害防止技術の州内における発展を防げる方向にも作用することを考える必要がある。

イ. ハリアナ州

“Pollution Free”の工業団地がハリアナ州のキャッチフレーズであるが、その言葉通りの効果をあげている。IMT計画地の南側丘陵地帯では表土の侵食を緑化によって防止する計画がすでに実施されており一説によれば緑化によって気候そのものが緩やかになってきたと言う。ただハリアナ州においても公害を出しそうな企業に許可を出さなかっただけで、公害防止技術の発展には寄与していない。

ウ. ウッタラプラデシュ州 (U.P.州)

住民の立ち退きを強制していない為か、予定地近くの街には活気があり、無理に造り上げた街と言う印象がない。既存の工業団地の隣に旧地主の住居が見られ、工業一辺倒の団地には見られない共存の姿勢が、見られた。他の州では視察に際し、銃を携行した警備員が同行したが、住民の理解を得られているらしく、緊張感は無かった。

(3) 政策上の課題

ア. カルナタカ州

一排水の色を規制していない為、精糖及びパルプ工場からの排水質を規制出来ず周囲を見苦しくしている。

- 小さな町、集落での下水処理に手が付いていない。
- 鉱山の採掘に伴う環境問題が規制されていない。
- 市の交通混雑に伴う車輛の排気ガスの規制がまだ徹底していない。

イ. ハリアナ州

- 大気中浮遊物質の規制。
- 排水中の溶存固形物質の規制。

ウ. ウッタラプラデシュ州 (U. P. 州)

- 都市ゴミの処理。
- 雨水を含む地表水の管理。
- 工業振興と環境保護の両立。

エ. 全般的な課題

いづれも海岸から遠い地域である為、ゴミを最終的には低地に land fill の形で投棄し、覆土して処理している。将来これらの跡地から浅層地下水の汚染が発生するのではないかと懸念される。

3. 環境関連事項

(1) 工業団地土地収用について

土地収用法自治は 1894 年に成立しており、その後 1897 年に一般条項として施行され、1984 年に修正されて今日に至っている。上記の収用法を基にして各州が、主轄者名等を変更する等の修正をして適用している。修正内容の詳細は資料 "Land Acquisition Act, 1894" に詳しく記載されている。

下記に通常の収用過程をしめす。

記

- 収用地の境界線設定
- 収用者による土地収用の決定
- 州政府による土地収用の公表と通告
- 個々の地主又は利用者に対する収用条件の通知
- 異議の受付。異議のある者は、通知後 30 日以内に文書にて収税官宛まで届け出なければならない。
- 収税官は、異議を本人又は代理人より聴取し、必要なら問合せを行った後、該当する土地に関する独自の報告書又は、他の区画の土地での建設推薦を沿えて州政府に提出する。
- 州政府は、収税官からの報告を受けて、最終回答を双方に示し、双方はこれを受け入

れなければならぬ。

一補償及び土地代金の支払いが実施され、土地の所有権が移行する。

上記の過程は通常6ヶ月から長くて8ヶ月で終了するが、基本的には植民地時代の宗主国側に有利な内容の収用法である為、土地収用に関する限りこれ以上の上級審はない。尚、ウッタルプラデシュ州においては、通知後21日以内に異議を申し立てなくてはならない。IMT計画の場合、各州の工業団地公社(KIADB、NOIDA、HUDA等)が予定地の収用を行い、その後日本側が作成するマスタープランに沿って企業に土地を割り振る事になるので進出企業は土地収用に関する同法の適用は受けない。

(2) 環境衛生の意識について

各地で工場を訪問したが、どの生産設備にも“高熱注意”、“高圧注意”、“高回転”等の標語が見られず、危険箇所を識別する等の注意を喚起する作業環境改善努力の跡が見られなかった。精密機械の最終組み立て工程では作業服に着替え、二重ドアに独立換気システムを備えているものの、室内ではハエが飛んである状態であった。米国との間に専用のデータ回線を持っているソフトウェア請負会社にしても、敷地内にゴミが山積みされており、花壇は雑草の伸び放題、野犬が目につく状態が見られた。どの便所も清潔感がなく、薄暗いのが気になった。私見ではあるが、便所の掃除を担当しているのは、カースト内で低い位置にある人であると思われる。これらの人々にとって場内の便所は、彼らの生活環境の中で清潔な部類に属する場所であり、従って、改善すると言う意欲がないのではないだろうか。本調査団が投宿したホテルにおいても、便器の配管はムキ出して、取り付け方に工学的なセンスが見られず、中学生の工作程度の出来であった。

(3) 住民と自然の共存

当地においては、都市中心部でも緑が多く、牛はもとより象、犬、猿、リス、山羊、羊、ロバ、猪及びハゲタカを始めさまざまな種類の鳥が見られる。いずれのIMT候補地も、周辺はこれらの動物が容易に接近出来る環境であり、もしIMTが有害な排気または、排水をした場合、一番先に被害を受けるのは彼らである。彼らは、鉾山におけるカナリアの様に、IMTの生物指標となる可能性がある。当地の人々の持つ環境意識の中には、他の動物との共存を肯定している部分があり、IMTマスタープラン作成に当たっては、当地に文化的、社会的背景に配慮した施策が望まれる。

IX. モデル工業団地候補地

1. 既存産業インフラ

表-1に4カ所のサイト候補地の概要を示す。

ア. 産業廃棄物の処理

当地において、産業排棄物は一つの商品であり、企業が処理業者に廃棄物を売却しているのが現実である。金属クズはスクラップ業者、オイルは廃業者に売っている。シアン等の排水中毒物は、敷地内の処理施設で取り除かれる。排水サンプルは毎月報告書にまとめてPollution Control Boardに提出される。

イ. 下請企業

（陶油研の弓削氏によれば、バンガロール近郊には旋盤1台のみの下請から存在するが、これ等の中には、職人が労働組合に加入している企業も多く、1年間も争議をしていた例もあるとの事である。長期の争議になったのは、労働組合組織が全国的に発達しており支援体制が社会主義国と密接な関係にあった時代に強化された為である。

2. 生活インフラ

表-2に4カ所のサイト候補地の生活インフラの概要を示す。

IX モデル工業団地候補地の概要

1. 既存産業インフラ

表一 1 I M T 候補地の概要

地区名	GURUGAON (MANESAR)	NOIDA	SATHANUR	BIDADI
所在地	・HARYANA州 デリーから南西部	・U. P. 州 デリーの東部	・KARNATAKA州 ・バンガロール市街から南西に約70km	・KARNATAKA州 ・バンガロール市街から南西に約35km
土地所有者	・多くの民間人により所有	・100arc(州政府) ・1400arc(用地買収交渉中) ・600arc(民間所有)	・州政府約1/4 ・その他民間人(約100人程度)	・州政府約40ha ・その他民間人(100~150人程度)
規模	約300ha	約2100arc(850ha)	約4000arc(1600ha)	約5000arc(2000ha)
土地利用状況	・農作物を耕作 ・2つの村と約1000人の居住者	・穀物、農務等を利用 ・居住者はいない	・コナツツ、桑等を栽培 ・耕作者約300人 ・用地内居住者約100人	・コナツツ、桑等を栽培 ・耕作者約300人 ・用地内居住者約100人
土地の形状等	・ほとんど高低差のないフラットな状況 ・南方1kmに丘陵地帯が広がっている	・西側にガンガ川の堤防があり堤防の上から24号線になっている。用地はガンガ川の計画高水位より低いと思われる	・海抜800~900m ・候補地内最大高低差20~30m程度あるが、ほとんどは5~10m程度の面をなしている ・約12mで岩盤がある	・SATHANURと同様
用地価格	・8000~10000RS/arc(10~12円/㎡) ・周辺での住宅・工業用地の分譲価格 ・8000~20000US\$/arc(300~700円/㎡)	・用地収用以前に地元企業による周辺農地の買収と投機の動きがある	・BIDADIよりも安い	・35000~40000RS/arc(43~50円/㎡)
周辺人口	・デリーの人口約600万人(1981)	・同左	・バンガロールの人口約300万人(1981)	・同左
道路	・National Highway(8号)に接近(ほぼ接している) ・周辺道路整備は進んでいる	・National Highway(5号)に接する ・周辺道路整備は進んでいる	・バンガロールからマイソールに通じる州道路(Sathanur)より西方に位置する候補地に沿って通っている ・道幅5~6m(途中4~5m程度)舗装状況悪い	・バンガロールからマイソールに通じる州道路(Sathanur)より西方に位置する候補地に沿って通っている ・道幅5~6m(途中4~5m程度)舗装状況悪い
鉄道	・最寄り鉄道駅まで10km ・ニューデリー駅まで40km	・24号線でニューデリー駅まで20km ・オールドデリー駅まで25km ・将来silein内に鉄道駅設置予定	・バンガロールからマイソールに通じる鉄道から30km以上離れている	・バンガロールからマイソールに通じる鉄道が近くにあり、最寄り駅まで11km
空港	・インデイヤ・ガンジー国際空港まで32km	・インデイヤ・ガンジー国際空港まで35km	・バンガロール空港まで約75km	・バンガロール空港まで約60km
用水	・用水道計画が付近まである (用水道まで約15km) ・地下水位 22m	・地下水可能 ・打ち込み井戸76本	・水源CUIVERY川まで10km、地下水可能 約60m ・水源との高低差: 約80m ・候補地内にバンガロールに向けた水遣パイプラインが敷設	・水源CUIVERY川まで67km、地下水可能 約80m ・水源との高低差: 約100m
排水	・工場内で処理後かんがい利用	・排水先のHINDON川まで100m	・なし(かんがい利用に利用のこと)	・同左
電力・通信	・候補地内には送電線は通っていないが、周辺に66kvのサブ・ステーション(2.4km)がある	・HIGH TENSION LINE まで11km ・発電所まで11km ・現在14200回線開設	・候補地内に220kv(1本)、66kv(2本)、通信ラインが敷設	・変電所まで10km、通信ラインが敷設 (現在100回線、将来500回線)
その他	・候補地はグルガオン開発地域の一部であり、全体計画も存在し、開発が進行している	・候補地はノイダ開発地域の一部であり、全体計画も存在し、開発が進行している	・候補地周辺に国際空港設置計画が挙がっている	・将来敷設する州道路の6車線化が計画されている

2. 生活インフラ

表一 2 I M T 候補地の生活インフラ

地区名	GURUGAON (MANESAR)	NOIDA	SATHANUR	BIDADI
衣料	・デリー	・デリー	・マイソール又はバンガロール	・バンガロール
食品	・デリー	・デリー	・マイソール又はバンガロール	・バンガロール
住居	・デリー又はその近郊	・デリー又はその近郊	・バンガロール 家賃はデリーの半分	・バンガロール 家賃はデリーの半分
リクリエーション施設	・欧米都市並み、ただしインド社会との社友性はない	・欧米都市並み、ただしインド社会との社友性はない	・ゴルフ場 2 ・ゲストライイン クラブ ・サンパレー クラブ ・乗馬 クラブ 総てバンガロール	・ゴルフ場 2 ・ゲストライイン クラブ ・サンパレー クラブ ・乗馬 クラブ 総てバンガロール
家庭ゴミの収集と処理	・収集後低地の埋め立て処理 ・ゴミあまりが職業化している	・収集後低地の埋め立て処理 ・ゴミあまりが職業化している	・毎日約 500 t の積み残しがバンガロールで出ている ・現地には無し	・毎日約 500 t の積み残しがバンガロールで出ている ・現地には無し
医療・保健	・応急手当は現地で可能、ただし外科手術はデリー	・応急手当は現地で可能、ただし外科手術はデリー	・外科、小児科、歯科、眼科、薬局 国際緊急医療司、バンガロール ・現地には無し	・外科、小児科、歯科、眼科、薬局 国際緊急医療司、バンガロール ・現地には無し
教育	・デリー	・デリー	・6 校内 2 校はニューデリーとシンガポールの分校 ・高校レベルまで ・バンガロール	・6 校内 2 校はニューデリーとシンガポールの分校 ・高校レベルまで ・バンガロール

X. 本格調査を進める上での留意点

1. 調査全般に係る留意事項（中井）

- (1) 本案件はインドにとっては国家プロジェクトともいえる大型重要案件であり、先般ナラシマ・ラオ首相が訪日した際にも言及し、インド国内での関心も異例といえるほど強い。また、本案件が日印調査委員会という場から出てきたこともあり、国内での、特に経済界の関心は高いので、相応の配慮が必要である。
- (2) 本件調査は「外資導入の促進のためインドが何をなすべきか」を主題とする調査であるが、それはインドの工業開発、経済発展の手段である、との基本的認識の上に立脚したものでなければならない。
- (3) 案件名としては「インド工業団地建設計画」となっているが、工業団地そのものは外資導入促進のためのハード面での一手段であり、インフラの整備された団地が建設されたからといって外資の導入が簡単に促進するものではなく、むしろ外資導入促進のための政策、制度等ソフト面の改善が極めて重要な要素であることを十分認識し、その認識に立った調査とするべきである。
- (4) 本案件は中央政府と州政府が関係してくるが、両政府の役割分担等双方の関係を十分政策面等のソフト面の調査においては双方における調査が必要であるに加え、両政府の権限、守備範囲等のデマケについても十分な調査を行うべきである。
- (5) 関係機関が多数にわたるのでステアリングコミティーを十分活用すること。
- (6) 投資環境調査、特に外資導入促進の障害、ハードル等については、現地合弁会社関係社等（日系企業のみならず、その他第三国合弁企業も含む）からのヒヤリングを十分行う。
- (7) 本件は「Industrial Model Town」という名称が付されているように、外資導入のための「工業団地を中心とした街作りの計画」を策定するとのものであるが、このコンセプトについては、インド内部においても十分な議論がなされている訳ではなく、調査において明かにすべきものであるが、I M Tの候補地であるノイダ（ノイダは New Okura Development Authorityの名称であるが、一方同公社が開発しているゾーン全体の名称として使用されている）に見られるように、公社が開発しているエリアは総面積15,000haにおよび、この中には工業ゾーンのみならず、ショッピングセンター、ゴルフ場等アメニティゾーン、R & D施設等が含まれた Industrial Town であり（マスタープラン調査報告あり）、これがI M Tのコンセプトを検討する上で参考となる。
- (8) I M Tとサイトの関連について言及すれば、常識的にはいずれかのサイトにI M Tが建設されるものと考えることが通常であるが、例えば大都市近郊にサイトが存在する場合学校、病院、ショッピングセンター等が必ずそのサイト内になければならないというもの

では無いと考えられ、コンセプトとしてのIMTと実際のサイトに描かれる計画とは違ったものになることも有り得る（大都市機能を有効に活用すればサイト内にコンセプトとして定義された機能がすべて揃っている必要は無い）、といったような柔軟な考え方が必要である。

- (9) 投資需要調査については、「単にインドに対する」需要では無く、具体的なサイトの状況をできるだけ被調査社に対し提示し、需要を探る調査が必要である。

インド国内で合弁、外国企業との提携を希望する企業の調査も必要。

- (10) サイトの選定は本調査においては、重要な意味を持つ。関係の州政府はプロ形成調査時点から誘致合戦をくり広げており、選定の手順・方法を誤ると、調査遂行上大きな支障がでるのみならず、インド国内での政治問題となる恐れも無しとしないので、サイト選定のための調査は出来る限りの観点からの調査を行い、最終決定はインド中央政府が行う、との原則は絶対守らなければならない。

サイトの選定は技術的、経済的側面のみならず環境面（住民移転を含む）や投資需要調査等できるだけ多方面からの選定基準を設けるべきで、もたモデルという位置づけからすると不的確なサイトというより、むしろ開発のプライオリティ付けとサイトの有効な利用形態を示すべきである。

- (11) IMT建設に際しては、住民の移転問題がいずれのサイトでも多かれ、少なかれ生ずるので、インド側が住民の意向をどのように把握し、どのような対策を講じようとしているのか十分調査する必要がある。

- (12) 上記1.に述べたように本件はインド国内でも極めて注目を浴びている案件であるので、調査機関中にマスコミの取材攻勢があることが予測されるところ、この対応については、インド中央政府、州政府がおこなうべきものと整理し、予めインド側と合意を形成しておくこと。

2. 政策的観点からの留意点（藤野）

- (1) ソフト面（税制、産業政策等）について

(ア) 企業・投資関連税制等の外国企業投資促進政策については、世銀の勧告等もあり、かなり改正はされているものの、現地日系企業においては、不満が多い。

インド中央政府もこうした状況は認識しているが、マクロ財政政策とも関連する重大な問題であるため、今後の改善に当たっては課題が多い。

(イ) しかしながら、現地日系企業にとっては、これらソフト面での施策が最重要要件であることから、IMTの推進に当たっては、こうしたソフト面での課題の整理と対応策の検討及び中央政府への提言等が、後述のインフラ整備等と併せ、不可欠なものとなる。

(ウ) こうした観点から、今後の調査に当たっては、

- ① 中央政府、州政府等の今後の産業・投資政策の方向と考え方
- ② 既存進出日系企業の経験と問題点
- ③ 他国（中国、アセアン諸国等）における投資促進施策との比較等を十分に把握することが、重要と考えられる。

(エ) 特に、(ウ)②については、現地企業の経験を踏まえ、問題点の抽出と対応策について整理し、中央政府等の注意喚起を図ることが重要である。

ただし、現地日系企業に対し、現行施策に対する不満や要望を尋ねれば、全ての施策に対する意見が返ってくることと思われるが、全てに対応することは現実的には不可能に近いので、プライオリティ付けするなど、現実的な対応が可能な形で論点を整理することが肝要と思われる。

(2) ハード面（産業・住宅インフラ）について

(ア) 電力、用水、道路、住宅等のインフラについては、地域的なかなり差があるものの、いずれの地域においても、全て備わっているものではない。

(イ) 既存進出日系企業では、こうした事情にもかかわらず、インド各地において自家発電等の自助努力により操業を実施しているものが多数ある。

(ウ) このため、IMTへの投資促進を実現させるためには、IMT域内においてインフラ面における確実な何らかの比較優位が不可欠である。

(エ) ただし、一度に全てを備えることは極めて困難であると思われることから、最低限、「用水だけは確実に供給」、「電力だけは安定供給」、「輸送だけは効率的」などというような確実なメリットを一つでも備えた実現可能性の高いIMTを目標とすべきである。

(オ) こうした観点から、今後の調査においては、各地域において、完璧なIMT像を描くより、最大のボトルネックへの対応策を整理したり、課題・対応策のプライオリティ付けなどを行うなど、現実的に対応可能な形での検討が必要である。

(カ) また、IMTへの投資促進を図るためには、IMT内企業のみならず、部品供給企業等のサポーティング・インダストリーのフィージビリティも併せて検討する必要がある。このため、既存進出企業の事例を参考としつつ、周辺サポーティングインダストリーのポテンシャルや今後の育成策等をも含め、IMT内企業の業種・製品等について検討すべきである。

(キ) なお、各地域においては、それぞれの州政府等の地域政策により、商業ベースでの可能性よりも地域振興の観点からの政策を優先させたプライオリティ付けが予想されるが、発展途上国においては政策的な観点から人工的に造り出した産業空間の成功例はほとんど

どなく、また、我が国における事例をも踏まえると、既存の商業ベースでのポテンシャルを最大限活用し、必要あらば適宜現実に即してI M T像を修出し、より早く成功例を作り出していくことが重要と考える。

(3) 人材について

(ア) 人材については、今回の調査において訪問した数社の日系企業は、いずれも現地人材の質について、高い評価をしていたことから、現時点においては、特に問題はみられない。

(イ) しかしながら、あくまで一般的な課題として、

① 組合・部落問題

② ジョブホッピング

等について将来的な懸念も想定されることから、その可能性についても念頭に置く必要があると思われる。

3. 工業振興・環境の観点からの留意点(中村、岡安)

(1) 最新の政策等の資料収集、今後の新政策の動向などに関する調査にあたっては、本文で述べたように工業省のFACILITATION CELLを最大限利用することが調査を効率よく行い、かつ必要情報を収集できると思われる。特にこのCELLのメンバーになっている他省の専門家との面談によってI M Tに関する投資環境の情報はすべてカバーできる。このCELLのキーパーソンはメンバーの一人でもある。

MR. E. A. AHMED, DIRECTOR, DEPT. OF INDL. DEV. (ROOM NO. 117)である。

また今回有効なデータをフロッピーでもらうことができたが、その開発を担当しているのがPLANNING COMMISSIONのNIC(NATIONAL INFORMATICS CENTRE)である。したがってここのコンタクトも調査の重要なポイントとなると思う。

キーパーソンはMR. V. K. GUPTA, TECHNICAL DIRECTOR, (ROOM # 126, 工業省の建物)である。

(2) また政策提言において現在進出している外資に対してのアンケート調査、面接調査を可能な限り行い、インド政府の新政策の評価並びに要望事項をヒアリングする事が必要と思われる。特に昨年7月以降投資が増えているアメリカ、日本、金額的には少ないが前年比較で大幅に増えている香港、韓国等の企業に対してヒアリングすることが有効と考えられる。ヒアリングする企業の数も多い方が良いが外資の国籍の数もバラエティに富ませることが有効ではないかと思う。

今回の事前調査で訪問した日系企業においてはインド駐在の日本人は技術者が多く、投資環境ということを見ると当該企業の日本における担当部署でのヒアリングの方が有益

な情報が得られるのではないかと思う。

- (3) I M Tのマスタープラン策定に関しては外資に魅力的なインセンティブを与えることが必要である。現在のインド国内の企業の中で最も優遇されているE P Z / E O U企業以上にインセンティブを与えることも一つの方法であるが、それよりも外資にとってより魅力的なインセンティブは各種手続きの簡素化、敏速化であると考えられる。したがってI M T団地内に上記のCELLのような機能を持つ組織を作り、I M Tの中で各種のコンサルタンターができ、すべての法律的手続きが完了できる仕組みを作ることが必要であると考えられる。
- (4) また、インド社会で工場労働者は、定期的に現金収入がある数少ない生活が安定している人々である。これらの人々は家庭で床拭き人、洗濯人等の下働き (Service Community) を使う事が通常の在り方である。マスタープランにおいて工場労働者の住居地区を建設する場合、これら下働きの人々が労働者住居地区の外側に沿って住み着きスラムを形成する例が多い事を考慮して頂きたい。事前調査団が訪問したいくつかの工業団地でも周囲にService Communityが住み着き、団地がスラムの中に在る様な印象を与えていた例がある。新たに進出する企業がスラムの中に工場を建設するとは考えにくくI M Tが長期にわたり企業にとって魅力的な存在であり続ける為にはService Communityの扱いに留意されたい。

KEY PERSON LIST (環境)

連 邦 政 府

Dilip K. Biswas

Adviser

Dept. of Environment

Ministry of Environment & Forests

tel 4361793

telex 31-5505 BIOTIN

Dr. K. R. RANGANATHAN

(実力者)

Member Secretary

Central Pollution Control Board

Ministry of Environment & Forests

tel 2217078

カ ル ナ タ カ 州

N. SAMPANGI

(実務者)

Special Secretary, to State Govt.

Dept. of Ecology & Environment

Dept. of Science of Technology

tel 264377

M. J. SURENDRA KUMAR

(実務者)

Chairman

KARNATAKA STATE POLLUTION

CONTROL BOARD

tel 588151

Res 632051

Cecil J. Saldanha Ph.D

(神 父)

Director

Centre for TAXONOMIC STUDIES

St. Joseph's College

tel 213380

ハ リ ア ナ 州

K. K. Sharma

(実力者)

Resident Financial Commissioner

HARYANA GOUT. NEWDELHI 事務所

tel 384913

Fax 031-66042

ウ ッ タ ル ブ ラ デ シ ュ 州 (U. P.)

V. D. Raturi

Regional Officer

U.P. Pollution Control Board

tel 29157

XI. 参 考 资 料

1. 正 式 要 请 书



S.K. Chauhan
Section Officer
Tele: 3018207

D .O.No.F.2/1/91-Jap

भारत सरकार Government of India
वित्त मंत्रालय Ministry of Finance
आर्थिक कार्य विभाग Department of Economic Affairs

नई दिल्ली / New Delhi, 30th July, 1991

Dear Mr.Matsuo,

Subject: Request for Conducting Feasibility Study
of Industrial Model Towns in India.

Please refer to your letter No.5/102/91 dated
25th July, 1991 on the subject mentioned above.

2. A copy of the proposal duly signed by Shri N.K. Sabharwal, Joint Secretary Ministry of Industry was already sent to you vide our d.o. of even number dated 16th July, 1991. However, we are enclosing herewith another copy of the proposal duly signed by the authority concerned. We would be grateful if you could now process the proposal for conducting feasibility study at the earliest.

Yours Sincerely,


(S.K. CHAUHAN)

Shri Hajime Matsuo
First Secretary
Embassy of Japan
Chanakayapur,
New Delhi.

TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

APPLICATION

By the Government of (the recipient country) INDIA
for a Development Study on Feasibility Study of Industrial
Model Town (IMT)
to the Government of Japan

Note : This model form was devised for the general guidance of the Government agencies concerned (Japan) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical cooperation required. The careful completion of an application in this form will avoid much reference back and lead to speedier action.

1. Project digest

- (1) Project Title : Feasibility Study of Industrial Model Town(IMT)
- (2) Location : 2 or 3 sites close to Delhi, Bombay or Goa
- (3) -1 Responsible Agency : Ministry of Industry(Deptt.of Indl.Dev.)
- (3) -2 Executing Agency : To be nominated later
- (4) Justification of the Project :
(Beneficiaries, Objectives of the Project etc. and/or Positioning in the National Development Plan)

The project seeks to increase private foreign investment and technology transfer flows into India. It is felt that foreign companies prefer to relocate their production facilities to countries that have acceptable industrial and living infrastructures. However, a country the size of India may find it difficult to improve its entire infrastructure in a single stage. Therefore, the scenario considered to be most effective involves improving the infrastructure in a specific, limited area where industrial complexes can be built for use by foreign joint venture companies. It is proposed that such an industrial complex be designed as an industrial model town (IMT), to be constructed by Japan and India. The project seeks to undertake a feasibility study of various locations which

could be considered for possible construction of an IMT⁴

- (5) Desirable or scheduled time of commencement of Project : July 1, 1991
- (6) Prospective funding source and/or assistance (including external origin) : ODA
- (7) Other relevant Projects, if any : -

Please describe as concisely as possible the general profile of the project on which the Development Study is required.

PROFILE OF THE PROJECT

For the purpose of possible construction of an Industrial Model Town (IMT) for attracting private foreign investment and technology transfer, the feasibility study would examine the sites from the view point of :

- (i) availability of electricity, telecommunications, fuel, water, and other basic infrastructure facilities.
- (ii) the availability of comprehensive support facilities, such as office buildings, various necessary training facilities, employee housing and related living and recreation facilities and international exhibition facilities.
- (iii) the cost involved in adequate provision of the facilities indicated above, needed to attract foreign companies (and estimation of technical details relating to these facilities).
- (iv) Proximity to a major city, seaport and airport.
- (v) Adequate industrial area (at least 200 ha), total area (including commercial and housing areas) around 400 to 500 ha, and scope for further expansion of area.
- (vi) Analysis of options required for administering the IMT, including financing aspects.
- (vii) Incentives required for attracting foreign Companies to the IMT.
- (viii) Estimated flow of foreign investment and technology transfer to the IMT, including industries which may be attracted, which would

justify the establishment of an IMT.

(ix) Other issues relevant for establishment of an IMT.

2. Terms of Reference of the proposed Study

(1) Necessity/Justification of the Studies

Already mentioned earlier.

(2) Objectives of the Study : Feasibility study of IMT

(3) Study Area : 2 or 3 sites close to Delhi, Bombay or Goa

(4) Scope of the Study :

Phase I of Study

1. Evaluation of the Existing Conditions

(i) Trends in Indian Economy

(ii) Investigation of Foreign Investment Climate
(including factors affecting foreign Investment in
India)

(iii) Working Climate (including factors like Quality of
Labour)

(iv) Infrastructure (including Road and Air
Transportation, Telecommunication Network,
Availability of Electric Power and Water, Port and
Harbour facilities)

(v) Environmental Conditions (Investigation of
conditions of the site)

(vi) Other relevant information.

2. The Existing position relating to High Technology
Industry (India & World)

3. Selection of the project site (with Alternatives).
Examination of these alternatives from the view point
of

(i) availability of electricity, telecommunication,
fuel, water and other basic infrastructure
facilities.

(ii) the availability of comprehensive support

facilities, such as office buildings, various necessary training facilities, employee housing and related living and recreation facilities and international exhibition facilities.

- (iii) Proximity to a major city, seaport and airport.
 - (iv) Adequate industrial area (at least 200 ha), total area (including commercial and housing areas) around 400 to 500 ha, and scope for further expansion of area.
 - (v) Other relevant issues.
4. Recommendation on incentives required for attracting foreign investment to the IMT.

Phase II of Study (would be implemented on condition that Phase I is cleared)

Feasibility study

1. Type of High Technology Industry which may be set up in IMT and possible selection of product mix
2. Planning of Scale of the Complex (Industrial Model Town) and Estimation of Cost for construction (aquisition of land, Improvement of infrastructure, Civil Engineering Work, and cost required for Management and Administration etc.)
3. Analysis of options required for Management and Administration of Industrial Model Town (including Vocational Training Centre).
4. Decision of Flow of Construction work (Construction Plan).
5. Decision of Sales Price and sales method.
6. Economic Analysis.
7. Financial Analysis
8. Estimated flow of foreign investment and technology transfer to the IMT which would justify the establishment of an IMT.
9. Study of Ecological & Environmental aspects.

10. Other relevant issues for establishment of an INT.

11. Conclusion.

(5) Study Schedule : July 1, 1991 to March 31, 1992.

(6) Other relevant information : -

3. Undertakings of the Government of (the recipient country)
In order to facilitate a smooth and efficient conduct of the Study, the Government of (the recipient country) shall take necessary measures.

(1) to secure the safety of the Study team.

(2) to permit the members of the Study team to enter, leave and sojourn in (the recipient country) in connection with their resignation therein, and exempt them from alien registration requirement and consular fees.

(3) to exempt the Study team from taxes, duties and any other charges on equipment, machinery and other materials brought into and out of (the recipient country) for the conduct of the Study.

(4) to exempt the Study team from Income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Study team for their services in connection with the implementation of the Study.

(5) to provide necessary facilities to the Study team for remittance as well as utilization of the funds introduced in (the recipient country) from Japan in connection with the implementation of the Study.

(6) to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study.

(7) to secure permission for the Study to take all data, documents and necessary materials related to the Study out of (the recipient country) to Japan.

(8) to provide medical services as needed. Its expenses will be chargeable to members of the Study team.

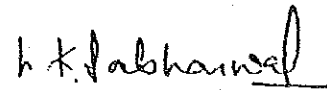
4. The Government of (the recipient country) shall bear claims, if any arises against member(s) of the Japanese Study team resulting from, occurring in the course of or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or

willful misconduct on the part of the member of the Study team.

5. (The executing agency) shall act as counterpart agency to the Japanese Study team and also as coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organization concerned for the smooth implementation of the Study.

The Government of (the recipient country) assured that the matters referred in this form will be ensured for a smooth conduct of the Development Study by the Japanese Study Team.

Signed



Title: (N.K. SABHARWAL)

JOINT SECRETARY TO THE GOVT. OF INDIA

On behalf of the Government of India

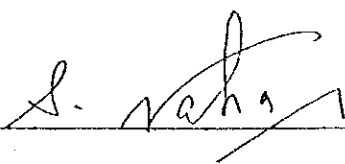
Date : 15-07-1991

2. S / W (Scope of work)

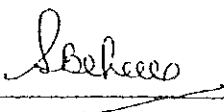
SCOPE OF WORK
FOR
THE MASTER PLAN STUDY
ON
THE INDUSTRIAL MODEL TOWN
IN
INDIA

AGREED UPON BETWEEN
DEPARTMENT OF INDUSTRIAL DEVELOPMENT
MINISTRY OF INDUSTRY
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

NEW DELHI, AUGUST 7, 1992



SHIN'YA NAKAI
LEADER,
PREPARATORY STUDY TEAM,
JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY



SIDDHARATHA BEHURA
JOINT SECRETARY
DEPARTMENT OF INDUSTRIAL DEVELOPMENT
MINISTRY OF INDUSTRY

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of India, the Government of Japan decided to conduct the master plan study on Industrial Model Town in India (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programmes of the Government of Japan, will undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned of India.

The present document sets forth the scope of work for the Study.

II. OBJECTIVES OF THE STUDY

The objectives of the Study are 1) to present appropriate recommendations for further promotion of foreign investment including technology transfer and 2) to formulate a conceptual plan of a Industrial Model Town (hereinafter referred to as " IMT ") along international standards.

III. SCOPE OF THE STUDY

In order to achieve the above objectives, the Study shall be conducted in accordance with the following items :

1. Review of the background of the study
 - 1-1 Trends in Indian economy
 - 1-2 Structure of industrial sector
 - 1-3 Production and trade in the industrial sub-sectors
 - 1-4 Investment climate and foreign investment
 - 1-5 Existing EPZs and industrial estates
2. Present policy environment
 - 2-1 National development policy
 - 2-2 Industrial development policy
 - 2-3 Tariff and trade policy
 - 2-4 Industrial location and regional development policy

D.V.

Dr.

- 2-5 Human resources development policy
- 2-6 Environmental protection and pollution control policy
3. Review of present performance of foreign investment/joint ventures
 - 3-1. Technological Transfer
 - 3-2. Creation of employment opportunities
 - 3-3. Development of linkage / supporting industries
 - 3-4. Systems and functions of investment promotion
4. Investment demand survey
 - 4-1. Potential foreign investors to India
 - 4-2. Requirements / conditions from the investors' point of view
 - 4-3. Comparison with the investment environment in neighboring countries highlighting the specific advantages of India.
5. Field study on the present condition in and around the candidate sites, namely Bangalore (Bidadi and Sathnur), Noida and Gurgaon.
 - 5-1. Topography and land utilities
 - 5-2. Infrastructure (water supply, electricity, telecommunications, transportation, sewerage and waste water, industrial solid waste)
 - 5-3. Accessibility
 - 5-4. Supporting industries
 - 5-5. Labour force
 - 5-6. Training / educational / research facilities
 - 5-7. Housing conditions
 - 5-8. Medical and hygiene facilities
 - 5-9. Urban Amenities
 - 5-10. Social and environmental situations
6. Recommendations
 - 6-1. Policies and incentives for attracting foreign investment to the IMT
 - 6-2. Systems and functions for investment promotion of the IMT
7. Formulation of the conceptual plan for the IMT
 - 7-1. Basic concept of the IMT in India
 - 7-2. Prerequisites for the IMT with respect to infrastructure and

management

- 7-3. Comparison of candidate sites and screening of appropriate site(s) as IWT.
- 7-4. Conceptual plan for the IWT in the selected site(s)
(Potential industries, zoning and layout, operation and management, cost estimation)
- 7-5. Consideration of social and environmental impact

IV. WORK SCHEDULE

The Study will be carried out in accordance with the attached tentative work schedule.

V. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports in English to the Government of India.

- Fifteen (15) copies of the Inception Report
- Fifteen (15) copies of the Progress Report
- Thirty (30) copies of the Interim Report
- Thirty (30) copies of the Draft Final Report
- Thirty (30) copies of the Final Report

VI. UNDERTAKING BY THE GOVERNMENT OF INDIA

1. To facilitate smooth conduct of the Study, the Government of India shall take necessary measures :
 - 1-1. To secure safety of the Japanese team,
 - 1-2. To permit the members of the Japanese team to enter, leave and sojourn in India for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and consular fees,
 - 1-3. To exempt the members of Japanese team from taxes, duties and other charges on equipment, machinery and other materials brought into, and out of, India for the conduct of the Study,

- 1-4. To exempt the members of the Japanese study team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Japanese study team for their services in connection with the implementation of the Study,
 - 1-5. To provide necessary facilities to the Japanese study team for remittance as well as utilization of the funds introduced into India from Japan for the implementation of the Study,
 - 1-6. To secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study,
 - 1-7. To secure permission for the Team to take all data and documents (including maps, photographs) related to the Study out of India to Japan,
 - 1-8. To provide medical service as needed. Its expenses will be chargeable on the members of the Japanese study team.
2. The Government of India shall bear claims, if any arises, against the member of the Japanese study team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Japanese study team.
3. Department of Industrial Development, Ministry of Industry (hereinafter referred to as "DID"), shall act as counterpart agency to the Japanese study team and also as coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.
4. DID shall, at its own expense, provide the Japanese study team with the following, in cooperation with other organizations concerned :
- 4-1. Available data and information related to the Study
 - 4-2. Counterpart personnel
 - 4-3. Suitable office space with necessary equipment in India
 - 4-4. Credentials or identification cards
 - 4-5. Vehicles

SN
B

5. DID shall constitute a Steering Committee (hereinafter referred as "the Committee") under the chairmanship of the Secretary of DID for the purpose of smooth and effective implementation of the Study. The Committee will review the progress of work on preparation of the Master Plan from time to time in coordination with JICA. The representatives of concerned state governments will be invited to the meeting of the Committee as and when necessary.

VII. UNDERTAKING BY JICA

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures :

1. To dispatch, at its expense, study teams to India,
2. To pursue technology transfer to the Indian counterpart personnel in the course of Study.

VIII. OTHERS

JICA and DID shall consult with each other in respect of any matters that arise from or in connection with the Study.

SN

sh

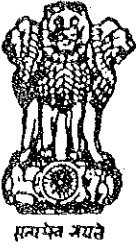
8.2

TENTATIVE SCHEDULE OF THE STUDY

□ Work in Japan ■ Work in India

Year	1993														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
Project Month	Oct.	Nov.	Dec.	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.
Preparatory Work in Japan (Step 1)	□														
Work in India (Step 2)		■		■	■	■			■	■					
Presentation of Inception Report		△													
Presentation of Progress Report					△										
Presentation of Interim Report									△						
Work in Japan (Step 3)		□		□		□		□		□		□		□	
Presentation of Draft Final Report (Step 4)												△	■		
Work in Japan Submission of Final Report in India														□	▲

3. ステアリング・コミッティーの設置



S.K. SRIVASTAVA
DIRECTOR

D.O.No. 56(6)/90-IC&JV

भारत सरकार
उद्योग मंत्रालय
(औद्योगिक विकास विभाग)
उद्योग भवन, नई दिल्ली-110011
GOVERNMENT OF INDIA
MINISTRY OF INDUSTRY
(DEPTT. OF INDUSTRIAL DEVELOPMENT)
NEW DELHI-110011

14th September, 1992.

Dear Shri Hida,

Kindly find enclosed a copy of the Office Memorandum issued by this office constituting a Steering Committee under the chairmanship of Secretary, Deptt. of Industrial Development for smooth and effective implementation of Master Plan Study of the Industrial Model Town proposed to be set up in India.

With regards,

Yours sincerely,

(S.K. SRIVASTAVA)

14/9/92

Shri Toshio Hida,
Director,
Japan International Cooperation Agency,
Embassy of Japan.
New Delhi.

All communication should be addressed to the Secretary to the Government of India, Ministry of Industry, by title. NOT by name.
Tele. No. : INDMINSTRY
Telex : 031-2465

संख्या

No. 56(6)/90-IC&JV
भारत सरकार

उद्योग मंत्रालय
(औद्योगिक विकास विभाग)

GOVERNMENT OF INDIA
MINISTRY OF INDUSTRY

(DEPARTMENT OF INDUSTRIAL DEVELOPMENT)

नई दिल्ली-110011

New Delhi-110011, the.....th..August, 1992

OFFICE MEMORANDUM

Government of India have concluded an agreement with the Japanese International Cooperation agency on the Scope of work for the Master Plan Study of the Industrial Model Town Project. As per the same, it has been decided to constitute a Steering Committee under the Chairmanship of Secretary, Department of Industrial Development, for the purpose of smooth and effective implementation of the study.

2. The composition of the Steering Committee will be as under:

1. Shri Suresh Kumar : Chairman
Secretary,
Deptt. of Ind. Dev.
2. Adviser (I&M)
Planning Commission.
3. Joint Secretary (Japan)
Min. of External Affairs.
4. Joint Secretary (Japan)
Min. of Finance
Deptt. of Economic Affairs.
5. Joint Secretary
Min. of Urban Development.
6. Deputy Genl. Manager,
Export Import Bank of India.
7. General Manager,
Industrial Development Bank of India.
8. Director,
International Cooperation
C.I.I.
9. Joint Secretary,
Deptt. of Ind. Dev. : Member: Convenor

In addition to the above, representatives of the concerned State Governments will be invited to the meeting of the Steering Committee as and when necessary. The chairman may, if necessary, co-opt members from other Departments/organisations also.

Contd..p2..

The Steering Committee, in coordination with the Japan International Cooperation Agency, will review the progress of the work on the preparation of the Easter Plan Study from time to time.

S. Behura
(S. BEHURA)

JOINT SECRETARY TO THE GOVT. OF INDIA.

To
All Members

4. 収 集 資 料 リ ス ト

インド連邦政府資料

1. PRESS NOTE (コンピュータアウトプット)
2. EXPORT AND IMPORT POLICY (1 APRIL 1992 - 31 MARCH 1997)
[MINISTRY OF COMMERCE]
3. Indian Manual for EXIM Policy & Procedures 1992-97
4. SIA NEWSLETTER MAY/JUNE/JULY/AUGUST [MINISTRY OF INDUSTRY]
5. ECONOMIC SURVEY (1991-92) [MINISTRY OF FINANCE]
PART I : GENERAL REVIEW
PART II: SECTORIAL DEVELOPMENTS
6. Ready Reckoner Tables to Customs Tariff 1992-93
7. CORPORATE LAWS:
 - Companies Act, 1956
 - Securities & Exchange Board of India 1992
 - Securities Contracts (Regulation) Act, 1956
 - Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 1969
 - Industries (Development and Regulation) Act, 1951
 - Foreign Exchange Regulation Act, 1973
8. DIRECTORY OF Central Government Officials (As on June 1992)
(中央政府の組織別DIRECTORY)
9. Guide to New Industrial Policy with Procedure(1992-93)
10. Direct Taxes Ready Reckoner 1992-93
11. CUSTOMS TARIFF 1992-93
12. INDIRECT TAX LAWS 1992
13. INDUSTRIAL DISPUTES ACT
14. THE FACTORIES ACT
15. GUIDE LINE & STANDARDS ON POLLUTION CONTROL IN INDUSTRY 1992-93
16. POLLUTION CONTROL ACTS & RULES WITH AMENDMENTS (1989)
[CENTRAL POLLUTION CONTROL BOARD]
17. NATIONAL FOREST POLICY, 1988
[Ministry of Environment & Forests]

- 18 THE ENVIRONMENT (PROTECTION) ACT, 1986
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS]
- 19 NATIONAL CONSERVATION STRATEGY AND POLICY STATEMENT
ON ENVIRONMENT AND DEVELOPMENT, JUNE, 1992
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS]
- 20 ENVIRONMENT AND DEVELOPMENT, TRADITIONS, CONCERNS AND EFFORTS IN INDIA
National Report to UNCED June 1992
[Ministry of Environment & Forests]
- 21 ENVIRONMENTAL GUIDELINES FOR PORTS AND HARBOUR PROJECTS
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, DEPARTMENT OF ENVIRONMENT,
FORESTS & WILDLIFE]
- 22 ENVIRONMENTAL GUIDELINES FOR RAIL/ROAD/HIGHWAY PROJECTS
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, DEPARTMENT OF ENVIRONMENT,
FORESTS & WILDLIFE]
- 23 THE ENVIRONMENT (PROTECTION), ACT, 1986
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, DEPARTMENT OF ENVIRONMENT,
FORESTS & WILDLIFE]
- 24 POLICY STATEMENT FOR ABATEMENT OF POLLUTION 1992
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, DEPARTMENT OF ENVIRONMENT,
FORESTS & WILDLIFE]
- 25 GAZETTE OF INDIA
- 26 GUIDELINES ON ENVIRONMENTAL MANAGEMENT IN INDUSTRIAL ESTATES
[CENTRAL POLLUTION CONTROL BOARD]
- 27 CENTRAL POLLUTION CONTROL BOARD
COMMITTED TO A CLEANER ENVIRONMENT
- 28 STANDARDS FOR LIQUID EFFLUENTS, GASEOUS EMISSIONS,
AUTOMOBILE EXHAUST AND NOISE, MARCH 20, 1990
CENTRAL POLLUTION CONTROL BOARD,
- 29 LAND ACQUISITION ACT, 1894 (1992)
- 30 ANNUAL REPORT 1990-91: CENTRAL POLLUTION CONTROL BOARD

- 31 ENVIRONMENTAL GUIDELINES FOR SITING OF INDUSTRY
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, DEPARTMENT OF ENVIRONMENT]
- 32 THE WATER (PREVENTION AND CONTROL OF POLLUTION) ACT, 1974
[MINISTRY OF LAW, JUSTICE AND COMPANY AFFAIRS]
- 33 GUIDELINES FOR ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT OF NEW TOWNS
[MINISTRY OF ENVIRONMENT & FORESTS, Deptt. of Environment,
Forests & Wild Life]
- 34 ANNUAL REPORT 1991-92 [MINISTRY OF ENVIRONMENT AND FORESTS]
- カルナタカ州
- 35 THE INDUSTRIAL POLICY RESOLUTION OF KARNATAKA 1990
- 36 PACKAGE OF INCENTIVES AND CONCESSIONS FOR NEW INDUSTRIAL INVESTMENTS IN
KARNATAKA 1990-'95 [DEPT. OF INDUSTRY & COMMERCE]
- 37 KARNATAKA (The land for private investment in energy generation and
distributioin) [Dept. of Energy]
- 38 List of LAND ALLOTTEES IN ELECTRIC CITY [KEONICS]
- 39 Karnataka (Industrial Scenario etc.)
- 40 ANNUAL REPORT (1985-86) [KIADB]
- 41 The land of Industrial Growth KIADB - The catalyst
- 42 KSFC invites Entrepreneurs to KARNATAKA
- 43 KSIIDC Karnataka's Industrial Catalyst
- 44 GROWTH CENTRES IN KARNATAKA - A NEW INDUSTRIAL WAVE
- 45 Profile of Suggested Locations in Karnataka State [Dept of Ind. & Com]
- 46 MODEL INDUSTRIAL TOWN PROJECT & ADDITIONAL INFORMATION
- 47 TECHNOLOGY PROFILE OF FOREIGN COLLABORATIONS SEPT. 1991
(DEPT. OF SCIENTIFIC & INDUSTRIAL RESEARCH, MIN. OF SCIENCE & TECH.)
- 48 33rd ANNUAL REPORT, 1991-92: Karnataka State Financial Corporation
- 49 31st ANNUAL REPORT, 1990-91: KSSIDC
- 50 14th ANNUAL REPORT, 1990-91: KEONICS
- 51 27th ANNUAL REPORT, 1990-91: KSIIDC
- 52 PROPOSED IMT IN BIDADI

- 53 PROCEEDINGS OF THE GOVERNMENT OF KARNATAKA
Private participation in power generation-grant of concession
- 54 ORGANIZATION CHART - KIADB, KSFC
- 55 COMPANY BROCHURES - YUKEN INDIA, MOOG INDIA
- 56 INDIA SOFTWARE OPTION (SOFTWARE DEVELOPMENT DIV. DEPT OF ELECTRONICS)
- 57 THE POLLUTION CONTROL ACTS RULES, 1987
[KARNATAKA STATE POLLUTION CONTROL BOARD]
- 58 GOVERNMENT OF KARNATAKA, NOTIFICATION, 1990
[Karnataka Government Secretariat]
- 59 CENSUS OF INDIA 1991, KARNATAKA
Provisional Population Totals
- 60 HOME FOR HIGH TECH INDUSTRIES AND MULTINATIONALS KARNATAKA
- 61 KEONICS ELECTRONICS CITY THE SILICON VALLEY OF INDIA
- 62 GUESTLINE DAYS
- 63 KARNATAKA INDUSTRIAL AREAS DEVELOPMENT ACT, 1966
[Government of Karnataka]
- 64 PRESERVING THE QUALITY OF OUR ENVIRONMENT,
A REPORT OF THE DEPARTMENT OF ECOLOGY AND ENVIRONMENT
- 65 KARNATAKA STATE POLLUTION CONTROL BOARD
PERFORMANCE BUDGET FOR 1991-1992 AND PROJECTION FOR 1992-1993
- 66 ANNUAL REPORT KARNATAKA STATE POLLUTION CONTROL BOARD 1990-91
- 67 KARNATAKA STATE OF ENVIRONMENT REPORT - V
CECIL J. SALDANHA Sandur hills-ravaged by mining
- 68 KARNATAKA
The land for private investment in energy generation and distribution
Department of Energy Government of Karnataka
- 69 PACKAGE OF INCENTIVES AND CONCESSIONS FOR NEW INDUSTRIAL INVESTMENTS
IN KARNATAKA 1990-1995
(Department of Industries & Commerce)
- 70 CONFEDERATION OF INDIAN INDUSTRY
- 71 Proposed Alignment & Bangalore - Mysore Express Way
- 72 THE ENVIRONMENT (PROTECTION) ACT, 1986 - 2 部 -

73 In and out of BANGALORE

by Maggie Gaudet

74 ENVIRONMENTAL GUIDELINES FOR SITING OF INDUSTRIES AND - 2部 -
PROCEDURE FOR CLEARANCE

(DEPARTMENT OF ECOLOGY AND ENVIRONMENT)

75 EIA 申請用紙

76 MIT PROJECT - ADDITIONAL INFORMATION

77 EIA OUTLINES

78 分水図、団地図、ビダディ、サタヌール

ハリヤナ州

79 STATEMENT ON THE INDUSTRIAL POLICY

80 HARYANA FOR INDUSTRY

81 HARYANA URBAN DEVELOPMENT AUTHORITY

82 HARYANA ECONOMY 1991 (ECONOMIC AND STATISTICAL ORGANIZATION, PLANNING DEPT)

83 STATISTICAL ABSTRACT OF HARYANA 1990-91

84 HARTRON

85 24TH ANNUAL REPORT 1990-91 (HARYANA STATE SMALL INDUSTRIES & EXPORT CORP)

86 REPORT 1990-91 (HSIDC)

87 ANNUAL REPORT 1990-91 (HFC)

88 Eighth Five Year Plan (1992-97)

Note on Development of Industrial Infrastructure and other related sector

89 AN IDEAL LOCATION FOR A MODEL INDUSTRIAL TOWNSHIP

90 WATER ANALYSIS REPORT

91 SONA STEERING SYSTEMS LTD.

92 THE RESORT COUNTRY CLUB

93 質問状に対する回答 (環境)

94 グルガオン 追加回答 (環境)

95 HARYANA H.I.G.H. 1992

96 グルガオン サイト地図

ウツタルプラデシュ州

- 97 INDUSTRY IS YOURS. COOPERATION IS OURS
- 98 INDUSTRIAL POLICY OF GOVT OF U.P. 1990
- 99 DOING BUSINESS IN UTTAR PRADESH - AN INVESTMENT GUIDE
- 100 PICUP
- 101 U.P. Sales Tax Act 1948 with rules
- 102 INDUSTRIAL MODEL TOWN - A REPORT (NOIDA)
- 103 PLAN NOIDA 2011 (NOIDAのマスタープラン)
- 104 37th ANNUAL REPORT 1991-92 (UPFC)
- 105 35th ANNUAL REPORT 1989-90 (UPFC)
- 106 Brief of legal provisions governinG industrial activity in U. P.
- 107 U.P. 州 質問状に対する回答 一式(環境)
- 108 INTRODUCTION TO NOIDA
- 109 GREATER NOIDA

INDUSTRIAL CITY OF THE FUTURE

- 110 SUBROS LIMITED
- CAR AIR CONDITIONING SYSTEMS
- 111 ONIDA, CORPORATE REVIEW 1990-91
- 112 Motherson Sumi Systems Ltd.

INDIAN INVESTMENT CENTRE:

- 113 INDUSTRIAL POLICY OF THE GOVERNMENT OF INDIA
- 114 FORMATION OF A COMPANY IN INDIA
- 115 TAX INCENTIVES FOR INVESTMENT IN INDIA
- 116 INDUSTRIAL AND INVESTMENT POLICY FOR NON-RESIDENT INDIANS
- 117 DIRECTORY OF FOREIGN COLLABORATIONS IN INDIA
- 118 FACILITIES AND INCENTIVES FOR 100% EXPORT ORIENTED UNITS AND UNITS IN THE
FREE TRADEZONE/EXPORT PROCESSING ZONES
- 119 MONTHLY NEWSLETTER

地図類

120 WESTERN INDIA

NELLES VERLAG

121 LATEST TOURIST ROAD MAP OF DELHI

APPROVED BY SURVEY OF IND.

122 A ROAD GUIDE TO SOUTH INDIA

TT. MAPS & PUBLICATIONS LT

123 A ROAD GUIDE TO KARNATAKA

TT. MAPS & PUBLICATIONS LT

124 A ROAD GUIDE TO BANGALORE

TT. MAPS & PUBLICATIONS LT

1. INDIA : A PROFILE
 - 1.1 ECONOMIC REFORM PROGRAM
 - 1.2 ECONOMIC PROFILE
 - 1.3 DEMOGRAPHIC PROFILE
 - 1.4 INFRASTRUCTURE PROFILE
 - 1.5 TRADE PROFILE
 - 1.6 FOREIGN INVESTMENT PROFILE
2. WHY KARNATAKA
 - 2.1 EXISTING MULTINATIONALS
 - 2.2 INDUSTRY STATUS
 - 2.3 INFRASTRUCTURE
 - 2.4 INCENTIVES
 - 2.5 RESOURCES
 - 2.6 SOCIAL OUTLOOK
3. HOW TO INVEST
 - 3.1 INDUSTRIAL POLICY
 - 3.2 FOREIGN INVESTMENT
 - 3.3 EPZs AND EOUs
 - 3.4 LICENSING
 - 3.5 FORMS
 - 3.6 NRIs
 - 3.7 PROMOTIONAL AGENCIES
4. KARNATAKA : A PROFILE
 - 4.1 GENERAL
 - 4.2 ECONOMY
 - 4.3 GROWTH CENTRES
 - 4.4 LIVING CONDITIONS
 - 4.5 DISTRICT PROFILE
 - 4.6 FOREIGN INVESTMENT
 - 4.7 BANGALORE : A PROFILE
5. MORE INFORMATION
 - 5.1 DIRECTORATE OF I & C
 - 5.2 UDYOG MITRA
 - 5.3 SINGLE WINDOW AGENCY
 - 5.4 DIC
 - 5.5 INDIAN MISSION ABROAD
 - 5.6 APEX ORGANISATION
6. QUERIES

(フロッピー 2) DOING BUSINESS WITH INDIA(CENTRAL GOVERNMENT)

(MS-DOS : DBI)

1. India : A Profile

1.1 Economic Reform Program

1.2 Economic Profile

1.3 Demographic Profile

1.4 Infrastructure Profile

1.5 Trade Profile

1. BOP at a Glance

2. BOP Exports & Imports

3. BOP Foreign Ex. Reserves

4. External Debt

5. Imports Major Commodity

6. Exports Major Commodity

7. Trends in Foreign Trade

1.6 States and Union Territories Profile

1.7 Foreign Investment Profile

2. Why Invest in India

1. Market Size

2. Buoyant Economy

3. Developed Industry

1. Industrial Production

2. Major Sector

3. Selected Industries

4. Growing Capital Market

5. Low Costs

6. Good Infrastructure
 1. Trends in Infrastruc. Sec.
 2. Trends in Power Sector
 3. Output in Coal Sector
 4. Output of Iron & Steel
 5. Output of Cement
 7. Excellent Profitability
3. How to Invest
 1. Industrial Policy
 - 1.1 Industrial Policy : Text
 - 1.2 Promoted Products
 - 1.3 Public Sector List/Annex-I
 - 1.4 Compulsory Licensing List/Annex-II
 - 1.5 Small Scale Sector List
 2. Foreign Investment Procedures
 - 2.1 General Procedures
 - 2.2 Increasing equity to 51% in Exporting Co.
 - 2.3 Hotels & Tourism related industry
 - 2.4 Trading Companies
 - 2.5 Power Sector
 3. Collaboration Procedures
 4. Foreign Investment Board
 5. EOU's and EPZ's
 6. Licensing : Procedures
 7. Form FC

4. Trade Policy Reform

1. Trade Policy

1. New EXIM Policy
2. Rupee Convertibility
3. EOUs & EPZs

2. Imports : Negative List

1. Prohibited Items
2. Restricted Items
3. Canalized Items

3. Exports : Negative List

1. Prohibited Items
2. Licensing Required
3. Quantitative Ceiling
4. Canalized
5. Specified Conditions

5. Destination India

- General Information
- Infrastructure
- Major Industries/Crops/Minerals
- Financial Incentives
- Fiscal Concession

6. Getting More Information

1. Indian Mission Abroad
2. Indian Investment Centre
3. Apex Organisation

7. Your Queries

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| A) General | H) Investment Procedures |
| B) Technical Collaboration | I) Trade Policy |
| C) Privatisation | J) Time Frame |
| D) Remittance | K) Investment |
| E) Infrastructure | L) EOUs & EPZs |
| F) Disinvestment | M) Project Finance |
| G) Foreign Exchange & Reg. Act | N) Equity |

JICA